



八王子市スポーツ推進計画 「スポーツとともに生きる」

平成26年3月
八王子市教育委員会



◆ 計画の策定にあたって

スポーツをすることは、爽快感、達成感、仲間との一体感をもたらし、さらに体力の向上やストレスの発散など、心身の健全な発達に寄与するだけでなく、スポーツを通じた交流は、家族や地域の絆を深めることにもつながります。また、スポーツは教育、福祉、観光や国際交流など、多面的な効果も期待され、市民の皆様が生涯にわたり様々な“カタチ”でスポーツに親しむことは極めて意義のあることです。

私たちはライフステージの中で、日々の仕事や育児など生活環境の変化とともにスポーツから遠ざかってしまうこともあるでしょう。しかし、スポーツには個々の体力や志向に応じた多様な関わり方があります。例えば、子どもと外遊びをする、犬の散歩をする、一つ手前のバス停で降りて歩いてみるなど、日頃の生活に少し変化を加えるだけで、スポーツが身近なものになります。

八王子市スポーツ推進計画は、市民の一人ひとりが自分に合ったスポーツの楽しみ方を見つけ、生涯を通じ健康でいきいきと暮せる社会を実現するために、「スポーツとともに生きる」を基本理念とし、さらにスポーツを通じ地域を活性化させ、八王子をより元気なまちにすることを目指し、「生涯スポーツ社会の実現とスポーツを通じたまちづくり」を基本方針として掲げています。

本計画の策定中に東京では54年ぶりとなる「スポーツ祭東京2013（東京多摩国体）」が開催され、多くの市民の皆様がボランティアなど様々な形で国体運営を支えていただきました。また、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定するという大きなニュースも飛び込んで参りました。東京オリンピック・パラリンピックの開催により、今後スポーツの注目度は日増しに高まっていくことと思います。本計画においても、オリンピック・パラリンピックに向けた施策を盛り込み、都内自治体として積極的に役割を果たしていくこととし、本市のスポーツ推進施策との相乗効果を目指す内容としました。

本計画を推進していくことで、市民の皆様がスポーツを身近に感じ、元気で充実した日々を送ることができるよう心から願っております。

結びに、この計画の策定にあたり熱心にご議論いただきました、八王子市スポーツ推進審議会委員の皆様、そして貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成26年3月

八王子市教育委員会
教育長 坂 倉 仁

◆ 目次

計画の策定にあたって

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画における「スポーツ」の定義	3

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化とスポーツとの関係	4
2 国や都の動向	6
3 これまでの市の動向	8

第3章 計画の基本的な考え方

1 スポーツの意義	9
2 計画の基本理念・基本方針	10
3 計画の数値目標	11

第4章 施策体系

1 基本施策	12
2 施策体系	13

第5章 施策の展開

1 ライフステージ等に応じたスポーツの推進	
1-1 ライフステージに応じたスポーツの推進	14
ア 子どものスポーツ	
イ 成人のスポーツ	
ウ 高齢者のスポーツ	
1-2 障害者スポーツの推進	23
2 スポーツをする場の整備・確保	
2-1 スポーツ施設の整備・充実	25
2-2 効率的なスポーツ施設の運営とサービスの向上	27
2-3 外部資源の活用による場の確保	29
2-4 学校施設開放の仕組みづくり	30

3	スポーツ情報の充実	
3-1	スポーツ情報の収集・発信	3 2
3-2	スポーツに関するニーズの把握	3 3
3-3	施設予約システムの充実	3 3
4	スポーツを活用した地域づくりと八王子の魅力発信	
4-1	総合型地域スポーツクラブの支援	3 6
4-2	スポーツ関係団体の支援・連携	3 9
4-3	地域スポーツを支える人材と担い手の確保・育成	4 0
4-4	八王子の特性を活かした事業展開	4 2
5	2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて	
5-1	「観る」スポーツの展開	4 4
5-2	「支える」スポーツの展開	4 5
5-3	「する」スポーツの展開	4 6

第6章 計画の推進

1	協働による推進体制	4 8
2	計画推進のための財源確保	4 9
3	計画の進行管理	4 9

参考資料

1	スポーツ推進審議会委員名簿	5 1
2	計画検討の経緯	5 2
3	総合型地域スポーツクラブ実態調査	5 3
4	スポーツ関連施設一覧	5 7

◆ 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「スポーツは、世界共通の人類の文化である」

昭和36年に制定されたスポーツ振興法から実に50年の歳月を経て、冒頭、この宣言から始まるスポーツ基本法が制定され、スポーツの新たな時代の幕開けとなりました。

平成19年に国の諮問機関である「スポーツ振興に関する懇談会」が、新たなスポーツ振興法の制定を提言して以降、国が平成22年8月に策定した「スポーツ立国戦略」においても、新たな拠り所となる法整備の検討を行うこととされました。これを受け、平成23年8月にスポーツ振興法を全面改正した、スポーツ基本法が施行されました。同法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとし、“スポーツ権”が確立されました。その上で、スポーツ立国の実現をめざし、「国家戦略」としてスポーツに関する施策を総合的・計画的に推進することとしています。このスポーツ基本法では、心身の健全な発達、体力の維持・向上、人や地域間の交流、経済の発展などスポーツの多様な意義や効果を述べています。

平成23年に我が国を襲った未曾有の災害、東日本大震災発生後に多くのトップアスリートが被災地を訪れ、様々な形でスポーツを通じた支援活動を行い、復興に向け歩みを進める被災地の方々に勇気を与えました。そして、平成24年に開催されたロンドンオリンピックでは、日本人選手が史上最多となる38個のメダルを獲得し、国民に夢と希望を与えたことは記憶に新しいところです。このような出来事を通じて私たちは、改めてスポーツが持つ大きな力を感じることができました。

一方、近年ICT（情報通信技術）の発展や少子・高齢社会の到来など社会環境の変化にともない、市民の生活様式や価値観の変化によって余暇活動に対する志向も多様化し、それに応じてスポーツに求められる役割も、ライフステージや個人の志向に応じて多様化しており、社会における重要性は高くなっています。

本市は、平成16年に「スポーツ振興基本計画」を策定して以来、様々なスポーツ振興策を実施してきました。これらの取り組みは、本市のスポーツ振興に一定の成果を挙げてきましたが、平成25年をもって計画の最終年度を迎えたこと、さらに、この10年間に於いて社会環境が大きく変化してきたことから、新たな視点によるスポーツ推進策が求められています。

そのため、スポーツ基本法の理念に則るとともに、平成25年度からスタートした市政運営の新たな指針である基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」に掲げられたまちづくりの基本理念、都市像に基づき「八王子市スポーツ推進計画」を策定します。

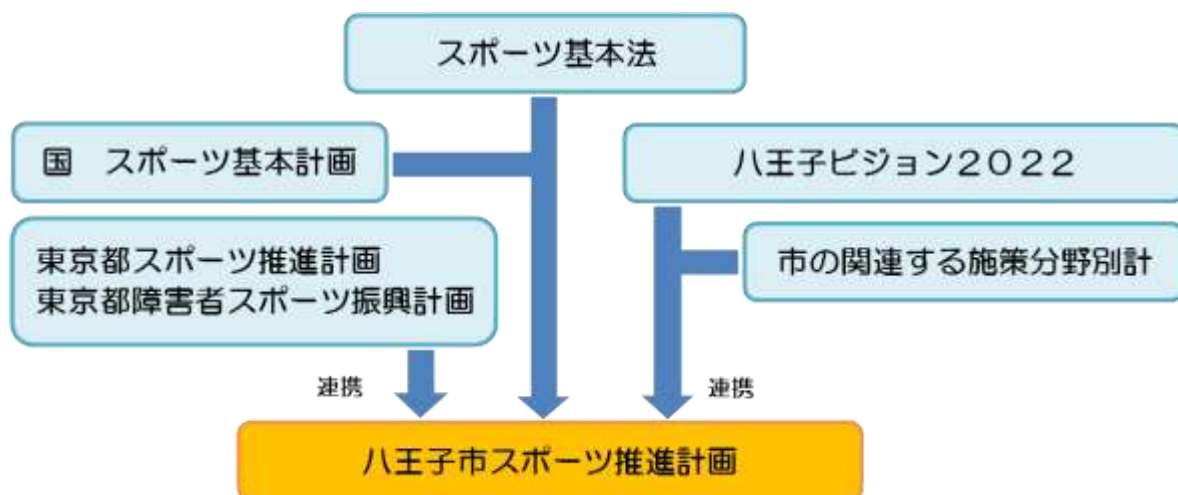
2 計画の位置づけ

平成23年8月に「スポーツ基本法」（平成23年法律第78号）が施行され、これに基づき、翌年3月に国が「スポーツ基本計画」を策定しました。また、東京都は平成24年3月に「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定するとともに、平成25年3月に「東京都スポーツ推進計画」を策定しています。

「八王子市スポーツ推進計画」（以下「本計画」という。）は、スポーツ基本法第10条第1項に基づき策定するもので、本市の基本構想・計画である「八王子ビジョン2022」の個別計画として位置付け、八王子ビジョン2022が示す基本理念や都市像を実現するために、他の関連計画との連携を図りながら、八王子市のスポーツ推進施策を具体化し、生涯スポーツ社会*の実現を目的とします。

※生涯スポーツ社会…誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる社会

図表1-1 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。なお、計画の進捗状況、社会情勢、国の政策動向等の変化に対応するため、策定後5年を目処に中間見直しを行います。

4 計画における「スポーツ」の定義

本計画における「スポーツ」の定義は、野球やサッカーのような勝敗を争う競技スポーツだけではなく、健康づくりのためのウォーキングや軽い体操、地域コミュニティにおける運動会や、自然と親しむためのハイキングやキャンプなどの野外活動といったレクリエーション活動を含め、スポーツをより身近なものとするため、目的を持った身体活動を幅広く捉えます。

また、スポーツには、自らスポーツ活動を行う「するスポーツ」、試合を観戦するといった「観るスポーツ」、ボランティアとして大会の運営に関わる「支えるスポーツ」という関わり方があり、本計画では、これら3つの関わり方も「スポーツ」として捉えます。

多様な「スポーツ」との関わり



競技スポーツ



健康づくり



野外活動



する



観る



支える

◆ 第2章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化とスポーツとの関係

今日、人々のライフスタイルは、日々大きく変化しています。利便性の向上、情報化社会の進展などにより便利で快適な生活ができるようになりました。一方で、それらは運動不足やストレスの増加につながり、人々の健康を脅かすなど、多くの課題を抱えています。これらの課題について、スポーツが果たす役割や意義はますます大きくなっています。

【子どもの体力の向上】

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査^{*}」によると、子どもの体力・運動能力は、親の世代と比べて低いことが報告されています。体力の低下の原因としては、少子化により子どもの人数の減少（兄弟や仲間の減少）、身近な空き地などの遊び場の減少（場所の減少）、塾や習い事へ通う子どもの増加（自由時間の減少）など挙げられます。

子どもの頃にスポーツをする習慣を身に付けることは、大人になってもスポーツに親しむことにつながります。また、スポーツに親しむことは、体力の向上だけでなく、精神面の成長やコミュニケーション能力など、多くのことを身に付けることができる機会でもあります。

※平成23年度体力・運動能力調査結果では、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると、握力及び走、跳、投能力にかかる項目は、中学生男子の50m走、ハンドボール投げを除き依然低い水準になっています。

【健康づくり】

昨今、健康をテーマにしたテレビ番組や雑誌などを目にする事が多くなり、健康に対する関心の高さがうかがえます。私たちが生涯にわたり心身の健康を保持増進していくうえで、適度な運動、適切な栄養の摂取、十分な睡眠など、いわゆる生活習慣のように直接的に因果関係のあるものから、豊かな自然や芸術文化の鑑賞など生活の質（QOL）を高める間接的な関係のあるものまで、様々な要因が関係します。健康に関する正しい知識・理解を持つとともに、健康にとって必要なことを実践していくことを習慣付けることが大切です。

今後、情報技術の高度化などにより、私たちの生活の利便性が向上する反面、身体運動の機会が益々減少していくことが予想されます。そのため、生活習慣病の予防やストレス解消といった面からも、スポーツの重要性は高まっています。

【高齢者の生きがいづくり】

総務省が行った平成23年社会生活基本調査では、休養等自由時間活動の時間が60歳以上では他の年代に比べ顕著に多くなっており、高齢世代では仕事や子育てを終えてセカンドライフに充てる時間が増加していることを表しています。

高齢社会を迎え、こうした余暇時間をいかに有効に活用するかが、生きがいづくりの観点から重要になっています。とりわけ、スポーツはその活動を通じて健康の維持・増進に寄与するばかりでなく、地域における仲間づくりといった効果も期待できます。

【障害者スポーツの推進】

スポーツ基本法では、全ての人々にスポーツ権を認め、同法第2条の基本理念に「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と明記されており、障害者スポーツの推進が、国のスポーツ振興の重要な政策のひとつとして位置付けられました。

一方、東京都が平成23年に実施した「障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査」では、スポーツや運動を行う目的として、健康の維持・増進が70.7%、楽しみや余暇活動が54.0%、運動不足を感じるからが43.4%となっており、これらは障害の無い方と差異はありません。他に友達や家族、仲間との交流やリハビリテーションといった、従来から障害者スポーツの意義とされてきた項目もありますが、生活の質的向上が動機の上位に挙げられていることから、障害者スポーツの推進により多面的な効果が期待できます。

【地域コミュニティの再生】

昨今、地域コミュニティの希薄化が指摘されていますが、平成19年国民生活白書（内閣府）によれば、深い近隣関係を望まない人が増えていること、就業者のサラリーマン化の進展、労働時間の増加、そして単身世帯の増加が要因として挙げられています。

そのような中、民間の調査でスポーツの実施頻度と地域活動への参加意向には相関性があるとの調査結果（「ライフスタイル・イノベーション調査」2007年 博報堂）が出ており、スポーツを通じた交流は、子どもや高齢者の見守りといった地域の安全・安心の実現など、地域コミュニティの再生につながるものとして期待されます。

【スポーツによる社会貢献】

スポーツには、人に勇気や希望を与え、人々を結びつける力があります。東日本大震災後、数多くのスポーツ・チームやアスリートが被災地を訪れ、スポーツを通じた被災地支援が行われ、スポーツの持つ大きな力を再認識することができました。また、企業のCSR（企業の社会的責任）活動の一環としてスポーツを通じた次世代育成事業といった事例も増えており、スポーツを通じた社会貢献は、日本中の様々な場所で、様々な形で行われています。

2 国や都の動向

【スポーツ基本法】

昭和36年にスポーツ振興法が制定されて以来、国や地方自治体は、様々なスポーツ振興施策を実施してきました。

同法の制定から50年が経過し、スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長やプロスポーツの発展、民間フィットネスクラブの拡大による機会の増加、スポーツによる国際交流や地域貢献の活発化など、スポーツを巡る状況は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、スポーツ推進のための基本的な法律として、平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行されました。スポーツ基本法では、国はスポーツ基本計画を定めなければならないこととされ、また、都道府県及び市町村においても地域の実情に則したスポーツ推進計画を定めるよう努めるものとする規定されており、法の理念の実現のため、相互に連携を図りながらスポーツ施策を推進することとされています。

【スポーツ基本計画】

「スポーツ基本法」第9条の規定に基づき、スポーツの推進に関する基本的な計画として、平成24年3月に策定されました。

今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針	<ul style="list-style-type: none">①子どものスポーツ機会の充実②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上⑦スポーツ界の好循環の創出
今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策	<ul style="list-style-type: none">①学校と地域における子どものスポーツ機会の充実②若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進⑥ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上⑦スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

【東京都スポーツ推進計画】

東京都は、2013（平成25）年から2020（平成32）年に向けたスポーツ推進のための新たな指針として「東京都スポーツ推進計画」を策定しました。

基本理念	「スポーツの力を すべての人に」 誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」の実現を目指す。
数値目標	スポーツ実施率※を世界トップレベルの70%に
5つの戦略と主な取り組み	<ol style="list-style-type: none"> ①スポーツに触れて楽しむ機会の創出 東京マラソンの開催、トップアスリートの競技を観戦しスポーツの興奮や感動を共有できる機会を提供、スポーツボランティアの活動の場の提供やリーダーの育成 ②スポーツをしたくなるまちづくり SNSを活用しスポーツ情報を積極的に発信、障害者スポーツの場の開拓、地域スポーツクラブの支援 ③ライフステージに応じたスポーツ活動の支援 有明の森スポーツフェスタの開催、高齢者を対象とするスポーツ競技会への支援、「TOKYO体操」の普及 ④世界を目指すアスリートの育成 中学生を対象とした高校からでもトップを目指せる競技において集中的に育成強化、国立スポーツ科学センターとの連携 ⑤国際交流、観光、都市づくり政策等との連動 国際スポーツ大会の誘致など国際交流機会の拡充、スポーツクラスター※の整備

※スポーツ実施率…週1回以上スポーツを実施する成人の割合

※スポーツクラスター…大規模スポーツ施設を中心としたさまざまな施設の集積

【東京都障害者スポーツ振興計画】

東京都は2012（平成24）年に、障害者スポーツ振興の方向性や方策等を明らかにした「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定しました。

基本的考え方	「スポーツ・フォア・オール」 障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指す。
振興の方策と具体的取り組みの例	<ol style="list-style-type: none"> ①障害のある人への障害者スポーツの情報発信と相談機能の強化 障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ」の開設、社会福祉施設等への情報提供や体験教室等の開催 ②障害者スポーツの理解促進・普及啓発 障害者スポーツ事例集「障スポ・プロデュースマニュアル」の作成、アスリートの学校派遣「一日校長先生」、パラリンピアン出前授業、スポーツ雑誌等での障害者スポーツの発信、都民体育大会と東京都障害者スポーツ大会の合同開会式 ③障害者スポーツの場の開拓・整備 地域開拓推進員により障害者スポーツ教室等の場を開拓、地域スポーツクラブへの障害者の参加促進 ④障害者スポーツを支える人材の育成・確保 障害者スポーツセミナーの実施、障害者スポーツ指導員資格取得の促進、スポーツ推進委員と障害者スポーツ指導員による事例検討会の実施 ⑤障害者スポーツ競技団体の組織力や競技力向上のための体制整備 強化練習会を新規開催し、障害のあるアスリートの育成基盤を強化

3 これまでの市の動向

本市はこれまで、八王子市スポーツ振興基本計画（平成16～25年度、以下「旧計画」という。）に基づき、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加機会の拡充を目指し、「スポーツ施設の整備」、「スポーツ活動の推進」、「総合型地域スポーツクラブ※（以下「総合型クラブ」という。）の展開」を中心に取り組みを行ってきました。ハード面では戸吹スポーツ公園の整備、総合体育館の整備等を行うとともに、ソフト面では市民体育大会や各種イベントの開催など、市民がスポーツを行う環境を整えてきました。また、総合型クラブは都内随一となる19団体が設立され、市民のスポーツ参加機会の拡充を図るなど一定の成果を納めてきました。

今後は、旧計画の期間中、大きく変化してきた社会・経済環境に対応した、新たな視点のスポーツ推進施策が求められます。

図表2-1 旧計画の主な成果と課題

目標	主な施策	主な事業等
施設・空間の環境づくり	既存施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の導入（上柚木公園陸上競技場、戸吹スポーツ公園、甲の原体育館） 既存施設の老朽化対応（上柚木公園陸上競技場・市民球場のリニューアル等）
	新たな空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> 戸吹スポーツ公園を開設（平成23年） 総合体育館及び狭間スポーツ広場の開設（平成26年10月）
参加・活動のシステムづくり	プログラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の利用者は、毎年増加傾向 スポーツイベントやスポーツ教室等は、単発的・定型的な開催に偏り、広く市民の継続的なスポーツ活動への展開が不十分 競技団体の高齢化による担い手不足
協働・支援の体制づくり	国体開催に向けての協働体制づくりと連携	<ul style="list-style-type: none"> 正式・公開競技6競技のほか、デモンストレーションとしてのスポーツ行事6種目を開催 国体を契機に生涯スポーツの振興を図るとともに、八王子の魅力を全国に発信するため、市民各界各層からなる実行委員会を設置し、国体開催計画を推進
	人づくりにおけるバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> スポ・レク関係団体と連携し、各種大会を開催（市民体育大会、市民スポレク大会等） 年間を通し、多数のスポ・レク大会を支援（後援名義等） 今後は、市の主催事業をスポーツ団体が主体的に運営していけるよう支援
総合型地域スポーツクラブの展開	クラブの設立・運営支援	<ul style="list-style-type: none"> これまでに、地域住民が主体となって運営する「総合型クラブ」の育成・支援を行った。市内に19の総合型クラブが設立されたが、各クラブの活動状況は様々で、クラブを通じた地域スポーツの発展は十分とは言えない。

※総合型地域スポーツクラブ…人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

◆ 第3章 計画の基本的な考え方

1 スポーツの意義

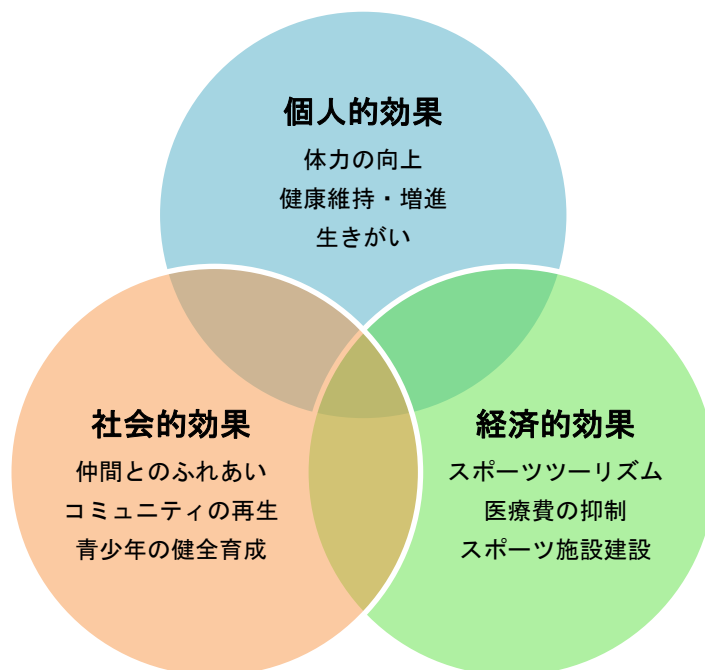
「スポーツ」と聞いて、野球やサッカーなどの競技スポーツを想像する方が多いと思います。そもそも、スポーツの語源はラテン語の「de portare（デ・ポルターレ：日常生活から離れる）」に由来する言葉といわれ、「気晴らしをする、遊ぶ、楽しむ」といった意味があり、仕事など日常から離れ、体を動かし楽しむことはすべて「スポーツ」といえます。スポーツは子どもの外遊びや高齢者の健康づくりの散歩など幅広く、意外と身近なものです。

さらに、スポーツは、自ら行うスポーツ「するスポーツ」やスポーツ観戦など「観るスポーツ」に加え、ボランティアとして大会運営に関わるなど「支えるスポーツ」という3つの要素があり、個人の志向に応じた多様なかわり方ができます。

そして、スポーツを行うことで、私たちに様々な効果をもたらします。その効果は個人的効果、経済的効果及び社会的効果の3つに分類されるといわれています。（図表3-1）

スポーツの推進により、個人の体力向上や健康維持・増進などの個人的効果、医療費の抑制やスポーツツーリズム（P. 42参照）などの経済的効果、青少年の健全育成やコミュニティの再生などの社会的効果など、多面的な効果が期待されます。

図表3-1 スポーツの多面的効果



出典：スポーツ白書「スポーツの新たな価値の発見 2006年」（笹川スポーツ財団）

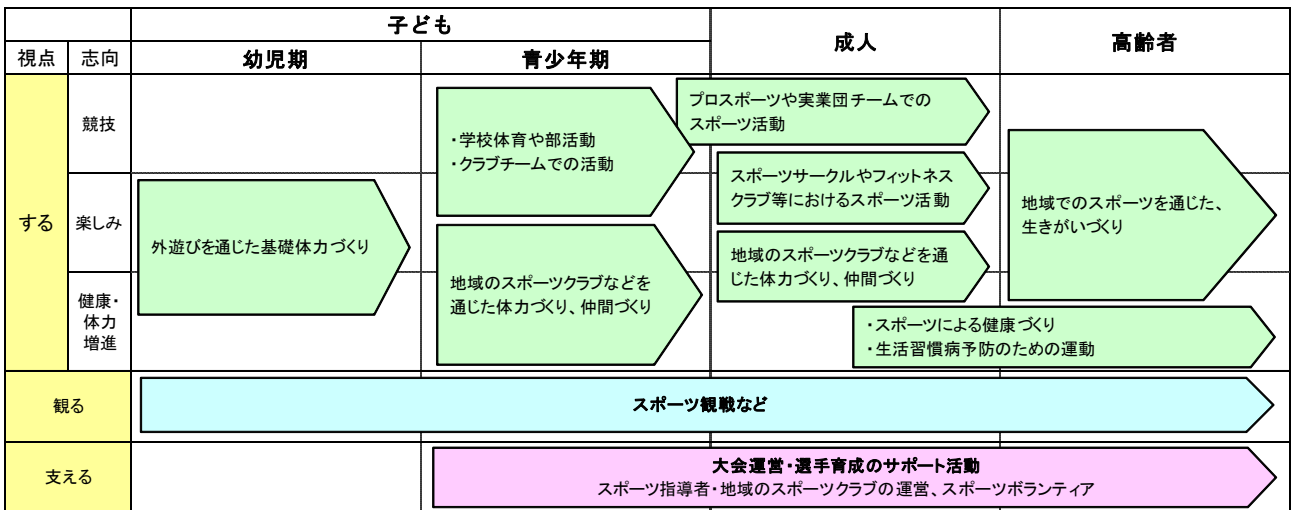
「スポーツとともに生きる」

～生涯スポーツ社会の実現とスポーツを通じたまちづくり～

子どもから高齢者まで、ビギナーからアスリートまで、障害の有無に関わらず、それぞれの志向、レベルなどに応じ、自分に合ったスポーツを見つけ、スポーツのもたらす多様な効果を楽しみ生きていく、そういった思いを込めて本計画の基本理念を「スポーツとともに生きる」としました。

市民の一人ひとりが、自分に合ったスポーツの楽しみ方を見つけ、スポーツが充実した生活の一部として定着し、生涯を通じ健康でいきいきと暮せるように、さらにスポーツを通じて地域を活性化させ、八王子がより元気なまちになることを目指し、「生涯スポーツ社会の実現とスポーツを通じたまちづくり」を基本方針として掲げ、スポーツ推進施策に取り組んでいきます。

図表3-2 ライフステージ別のスポーツとの関わり



3 計画の数値目標

本計画では、本市が定めるスポーツ推進の基本理念に基づき、計画期間における数値目標を定めま
す。

① スポーツ実施率

本市の現在のスポーツ実施率は29.9%です。過去10年間を見ても、30%前後で推移しており、
平成21年の全国平均(45.3%)と比べて低いのが現状です。

国は、スポーツ基本計画の中でスポーツ実施率の目標値を65%としているほか、東京都は世界ト
ップレベルのスポーツ実施率として70%を目標値としています。

本市においても、可能な限り早期に実施率の向上を図ることとし、本計画終了時点で、欧米の実
施率と並ぶ3人に2人が週1回以上スポーツを実施することを目安に目標値を67%に定めスポーツ
推進施策を展開します。

なお、調査方法については、国の調査方法と整合性を図りながら実施します。

② 総合型地域スポーツクラブ数

本市の総合型クラブは、都内随一となる19団体が設立されています。しかし、本市では、40年前
から、「地区体力づくり推進協議会」により、健康・体づくりや地域コミュニティづくり活動を
市内23地区で展開していました。この頃の「地区体力づくり推進協議会」は、委託により行政主導
型で行われていましたが、その後18地区は自主運営組織である総合型クラブへとシフトしてきまし
た。現在では、地域において町会自治会活動を基に自主的な活動を行っている組織が見られること
から、これらを『地縁型総合型クラブ』(第5章で詳述)として捉えていくことで、以前の地区体力
づくり推進協議会の地区数(23地区)に近づけるとともに、大規模地区については規模の適正化を
図ります。また、ゆるやかな地域性のもとで活動する『志縁型総合型クラブ』(第5章で詳述)の設
立可能性も踏まえ、27団体の設立を目標値とします。

図表3-3 計画の数値目標

目 標	H24(現状値)	H29	H34
① 成人の週1回以上のスポーツ実施率	29.9%	50%	67%
② 総合型地域スポーツクラブ数	19団体	22団体	27団体

八王子ビジョン2022と運動

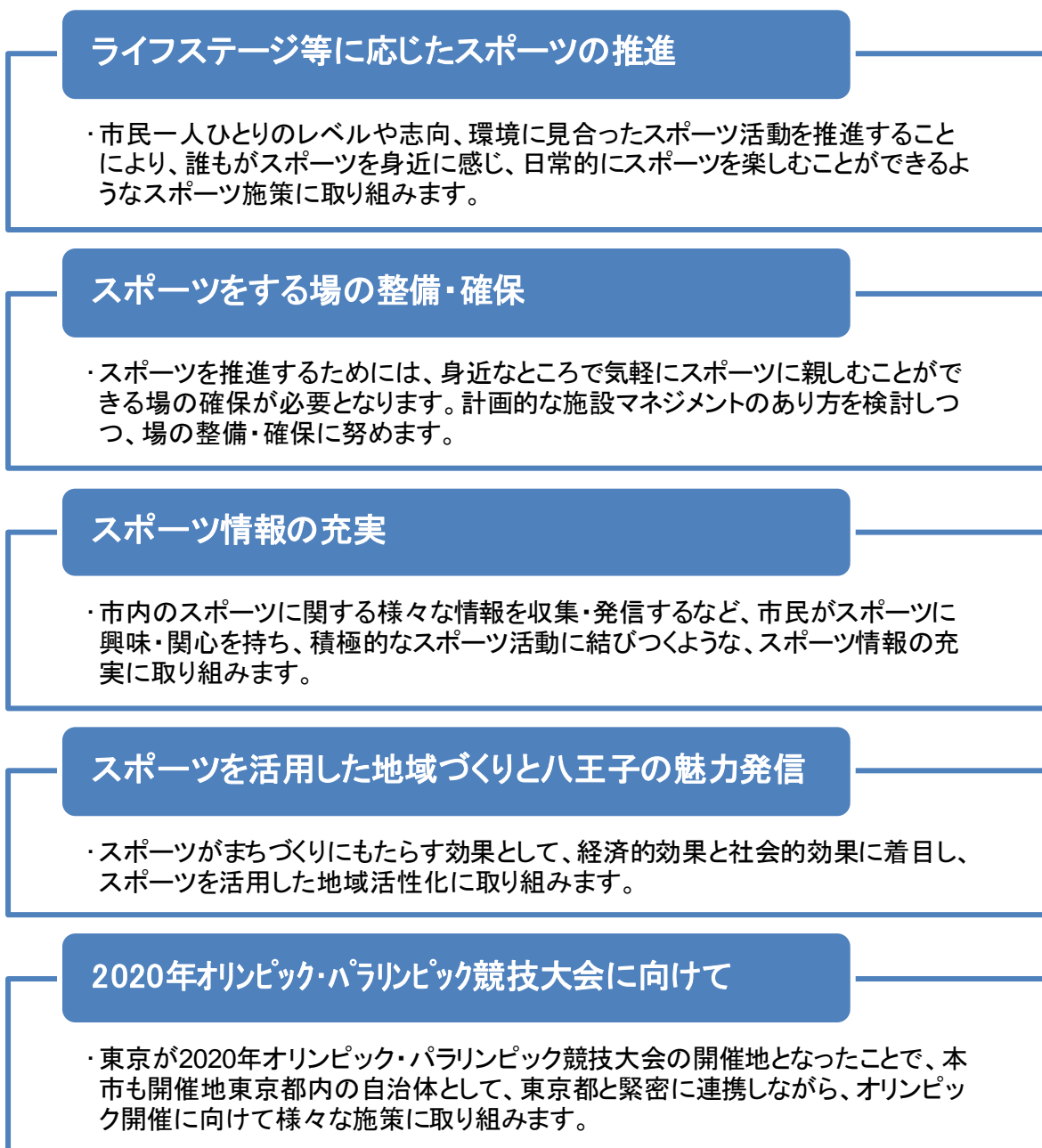
◆ 第4章 施策体系

施策体系は、基本理念の実現に向け、必要な取り組みを施策構成として整理したものです。

「ライフステージ等に応じたスポーツの推進」、「スポーツをする場の整備・確保」、「スポーツ情報の充実」、「スポーツを活用した地域づくりと八王子の魅力発信」、「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて」の5つの基本施策を設定し、それぞれの課題解決に向けた施策の方向性を整理します。

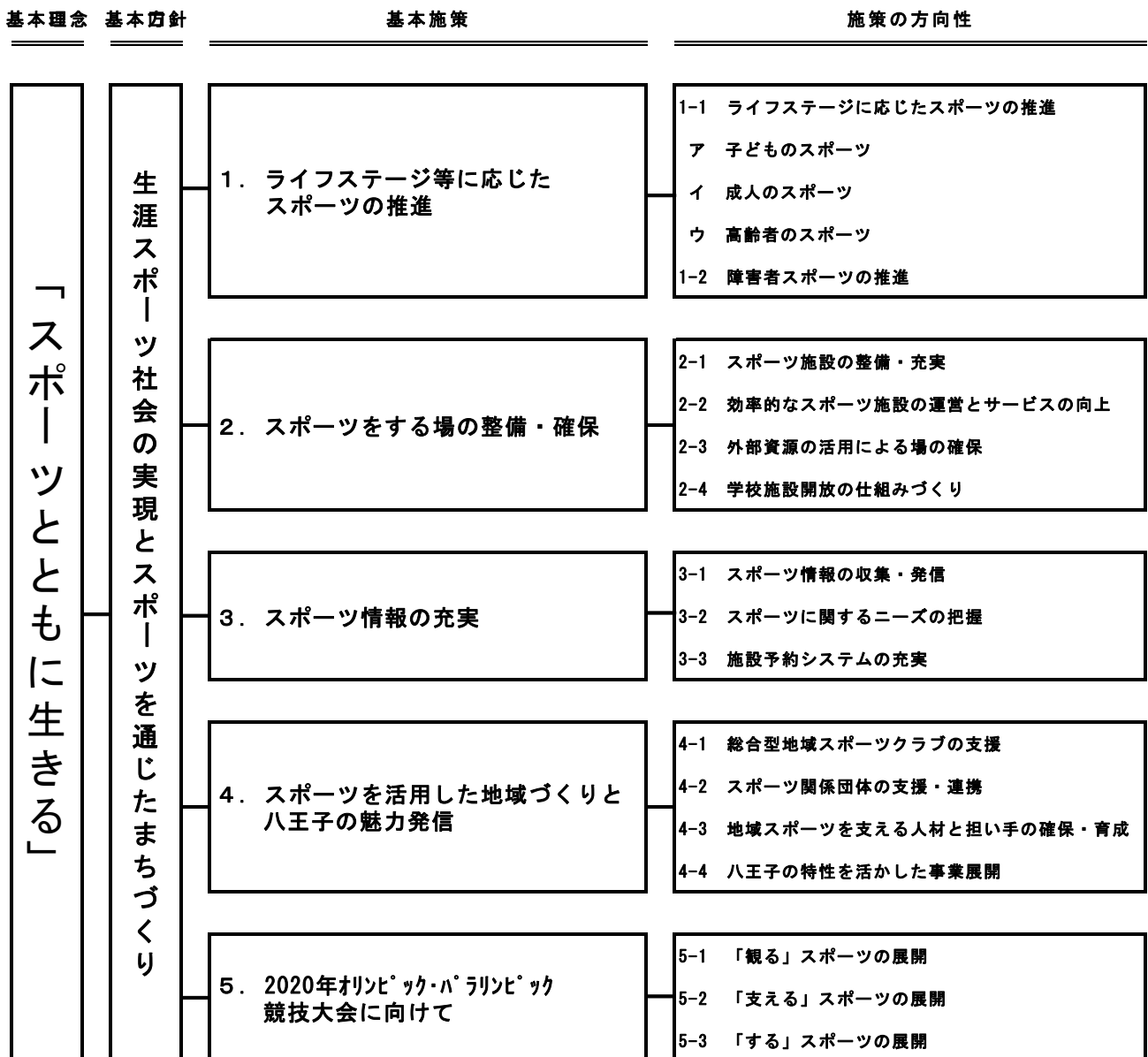
1 基本施策

図表4-1 基本施策



2 施策体系

図表4-2 施策体系



◆ 第5章 施策の展開

1. ライフステージ等に応じたスポーツの推進

1-1 ライフステージに応じたスポーツの推進

- ア 子どものスポーツ
- イ 成人のスポーツ
- ウ 高齢者のスポーツ

1-2 障害者スポーツの推進

スポーツには多様な効果があり、私たちの生活の質の向上をもたらします。年齢や体力、そして障害の有無を問わず、誰もがスポーツを身近に感じ、あらゆるライフステージを通じて、日常的にスポーツを楽しむことができるよう、市民一人ひとりのレベルや志向、環境に見合ったスポーツ施策に取り組みます。

1-1 ライフステージに応じたスポーツの推進

ア 子どものスポーツ

【現状と課題】

図表5-1-1のとおり、子どもの体力・運動能力を昭和60年度の全国平均と現在の全国平均で比較すると、明らかに低下傾向にあります。本市においては、小学5年生では男女ともに全国平均よりやや上回っている数値となっていますが、中学2年生では全国平均をやや下回る傾向が見られます。

一方、図表5-1-2の子どもの運動への意識では、運動が「好き」と「やや好き」を合わせると小学5年生では男女とも約9割、中学2年生では男子が9割、女子は約8割となっており、運動が好きな子どもは多く、スポーツへの関心は高いことがわかります。「スポーツとともに生きる」ライフステージの始まりであるこの時期だからこそ、子どもの頃から様々なスポーツに触れ、体力、運動能力を身につけ、生涯を通じてスポーツに親しめる基礎を築くことが重要です。

※子ども…本計画における「子ども」とは、0歳から18歳までの者としてします。

図表5-1-1 子どもの体力・運動能力

小学校5年生

	男子				女子			
	八王子	東京	全国	昭和60年度 全国平均	八王子	東京	全国	昭和60年度 全国平均
握力	17.41	17.06	16.71	18.35	16.87	16.47	16.23	16.93
50m走(秒)	9.29	9.34	9.37	9.05	9.60	9.62	9.64	9.34
ソフトボール投げ(m)	22.64	23.11	23.80	29.94	13.48	13.49	14.25	14.21

中学校2年生

	男子				女子			
	八王子	東京	全国	昭和60年度 全国平均	八王子	東京	全国	昭和60年度 全国平均
握力	29.59	29.15	29.65	31.61	24.11	24.08	23.98	25.56
50m走(秒)	8.08	8.10	8.01	7.90	8.91	8.88	8.87	8.57
ハンドボール投げ(m)	20.84	20.61	21.23	22.10	12.73	12.68	13.12	15.36

八王子市、東京都：平成24年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査
 全国：平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図表5-1-2 子どもの運動への意識（八王子市）

校種	男子				女子			
	好き	やや好き	やや嫌い	嫌い	好き	やや好き	やや嫌い	嫌い
小学5年生	72.7	21.7	3.9	1.7	59.0	30.2	7.3	3.5
中学2年生	65.2	24.8	6.9	3.1	48.4	30.2	14.5	7.0

平成24年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査

【施策の方向性】

- ・子どもの健全育成を図るとともに、大人になっても続けられるスポーツに出会う機会を創出します。
- ・市内の活躍にとどまらず、将来有望な競技者を多く輩出できるよう、子どもの競技力向上の支援を行います。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
1-1	部活動の指導補助者の派遣	■体育協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団から指導者の派遣を行い、指導者不足を解消	中・長期	スポーツ振興課 指導課
1-2	多様なスポーツプログラムの実施	■総合型クラブや放課後子ども教室又は市スポーツ施設でのスポーツプログラムの充実	中・長期 (短期)	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 施設管理課 生涯学習政策課
1-3	ジュニア育成プログラムの拡充	■体育協会等と連携し、競技力向上のためのジュニア教室等の開催	短期	スポーツ振興課
1-4	プロスポーツの誘致	■子どもにハイレベルな競技を身近に感じてもらうため、総合体育館等でプロスポーツの試合を開催	中・長期 (短期)	スポーツ施設管理課



子どもの運動習慣は学力向上に関係する？

“運動習慣のある子どもは学力も高くなる”傾向があるということをご存知ですか？

文部科学省の調査（平成22年度全国学力・学習状況調査）によれば、「朝食を毎日とっている子どもほど、学力テストの正答率が高い」というデータが示されています。つまり、規則正しい生活習慣は、学力の向上をもたらすということが言えます。

一方、日本体育協会が実施した調査（平成18年度小学生を対象としたスポーツ食育プログラム開発に関する調査研究）によれば、「運動をしている子どもの朝食欠食率は全国平均より著しく低い」というデータが示されています。つまり、運動をしている子どもは毎日きちんと朝食をとり、規則正しい生活を送る傾向があるというわけです。

これらの調査結果から、「運動習慣は規則正しい生活習慣につながり、その結果として学力の向上につながる」ということが言えるのではないのでしょうか。

文部科学省では「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しています。「早寝早起き朝ごはん」は、生活習慣の中で最も基本的なことです。子どもの体力・学力のバランスが取れた成長には「早寝早起き朝ごはん」の実践が大切です。そのためには、個人の体力に応じた適度な運動が欠かせないということですね。



リーフレット「元気をつくる合い言葉」
文部科学省、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

イ 成人のスポーツ

【現状と課題】

スポーツ以外の楽しみが増えた現在、休日・余暇等の過ごし方が多種多様になっています。公益財団法人日本生産性本部がまとめた「レジャー白書2013」では、余暇活動の上位20位までに、国内旅行や音楽・映画鑑賞、ドライブなどが上位となっており、その中で、スポーツ活動としてはジョギングや野外散歩など身近な場所で手軽にできるスポーツが入っています。（図表5-1-3）

本市では、日頃のスポーツの成果を試す場として市民体育大会など、様々な試合や大会を開催していますが、スポーツ実施率は図表5-1-4のとおり30%前後で推移しているのが現状です。また、図表5-1-5のとおり市民の37.8%がこの1年間でスポーツをほとんどしていないことから、誰もがスポーツを楽しんでいる状況とはいえません。図表5-1-6ライフステージ別のスポーツ頻度を見ると、家族形成期から家族成長後期のステージでスポーツ頻度が低調になっていることが分かります。スポーツを行わなかった理由を示した図表5-1-7では、「仕事や家事・育児が忙しい」、「きっかけがない」が上位となっており、働く世代や子育て世代（特に女性）はスポーツを行いにくい環境にあると考えられます。

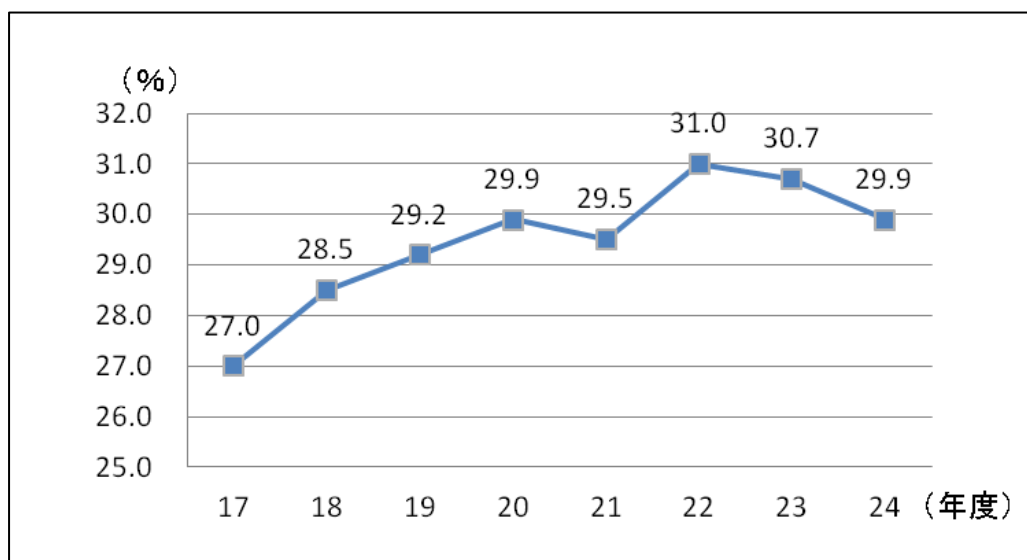
そのため、これらのライフステージにおけるスポーツの優先順位を引き上げることにより、スポーツ習慣を醸成することが求められます。

図表 5-1-3 余暇活動の参加人口（2012）

2012年		
順位	余暇活動種目	万人
1	国内観光旅行(避暑、避寒、温泉など)	5,670
2	ドライブ	5,200
3	外食(日常的なものは除く)	5,170
4	映画(テレビは除く)	4,090
5	音楽鑑賞(CD、レコード、テープ、FMなど)	4,000
6	カラオケ	3,660
7	動物園、植物園、水族館、博物館	3,650
8	宝くじ	3,530
9	ビデオ鑑賞(レンタルを含む)	3,420
10	園芸、庭いじり	3,100
11	テレビゲーム(家庭での)	3,080
12	トランプ、オセロ、カルタ、花札など	3,070
13	学習、調べもの	2,580
14	音楽会、コンサートなど	2,570
15	ジョギング、マラソン	2,450
16	バー、スナック、パブ、飲み屋	2,420
17	帰省旅行	2,370
18	体操(器具を使わないもの)	2,270
19	遊園地	2,210
20	写真の制作 ピクニック、ハイキング、野外散歩 (同数)	2,150

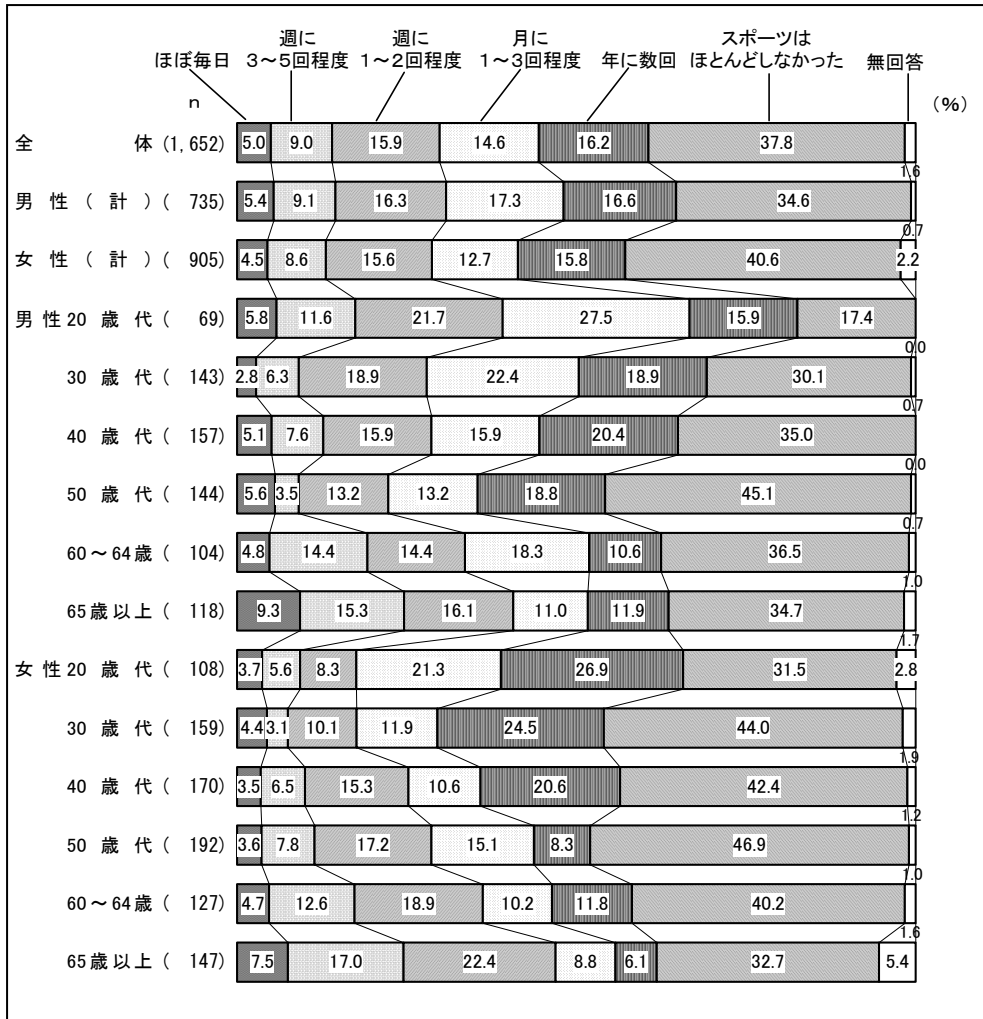
出典:レジャー白書2013(公益財団法人日本生産性本部)

図表5-1-4 八王子市のスポーツ実施率の推移



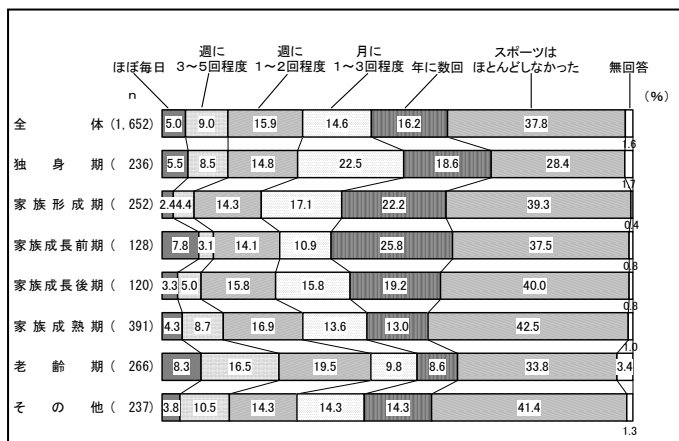
出典：八王子市市政世論調査

図表5-1-5 スポーツ実施の状況



出典：平成24年度八王子市市政世論調査

図表5-1-6 この1年間に行ったスポーツの頻度（ライフステージ別）

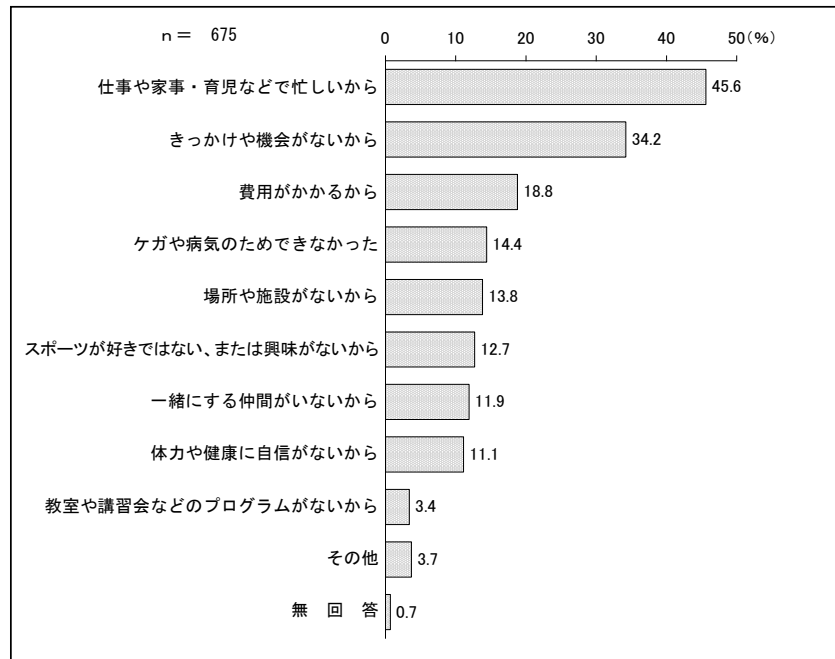


※ライフステージ区分

独身期	20~39歳で単身者
家族形成期	20~39歳で配偶者がいて子どもがいない または、20~64歳で一番下の子どもが小学校入学前
家族成長前期	20~64歳で一番下の子どもが小学生
家族成長後期	20~64歳で一番下の子どもが中学・高校生
家族成熟期	20~64歳で一番下の子どもが高校を卒業している
高齢期	65歳以上
その他	40~64歳で単身者 または、40~64歳で配偶者がいて子どもがいない

出典：平成24年度八王子市市政世論調査

図表5-1-7 スポーツを行わなかった理由



出典：平成 22 年度八王子市市政世論調査

【施策の方向性】

- ・ 既存事業への成人参加者・利用者を増加させるため、事業内容の検討やICTを活用した情報発信を行います。
- ・ 成人のスポーツ習慣を醸成するため、親子・家族と一緒にスポーツが出来る機会をつくります。
- ・ スポーツ活動の成果を試す機会を提供するため、各種スポーツ大会の開催と支援を行います。
- ・ 余暇のスポーツ活動で人気の高いジョギングや野外散歩を推奨するため、ウォーキングやランニング大会の開催などの支援を行います。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
1-5	既存事業の内容・情報発信の検討	■ 市民体育館など、年間を通じて休日に開催しているスポーツ事業の内容や情報を、ICTを活用し幅広く周知	短期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課
1-6	親子参加型のスポーツの場の提供	■ ニュースポーツや地区運動会、各種イベント、施設で実施するスポーツプログラムなどで親子が参加できる機会を創出 ■ 健康フェスタ等のイベントを通して、親子で楽しみながらスポーツを体験し、健康づくりについて意識できる機会を創出	中期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 健康政策課
1-7	スポーツ大会の開催を支援	■ 体育協会加盟団体の大会を継続するとともに内容も充実して実施、その他スポーツ大会への支援	中期	スポーツ振興課
1-8	ウォーキング・ランニングなどの大会開催と支援	■ 本市最大のスポーツイベントとして定着した全関東八王子夢街道駅伝競走大会の継続実施 ■ 市民健康の日の恒例行事となっているウォーキング大会等の実施	短期	スポーツ振興課



八王子生まれのニュースポーツ 「ネオテニス」

ネオテニスは、テニスのアレンジしたスポーツで、バドミントンラケット・コートを利用し、8cmのスポンジボールを打ち合うものです。平成10年より、子どもから高齢者まで、だれでも楽しめる「八王子市の生涯スポーツ」として普及を進めてきました。

現在では、八王子市ネオテニス協会やスポーツ推進委員による、各種大会や教室を開催し、多くの市民に親しまれています。また、スポーツ祭東京2013の「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」として採用されるなど注目を集めています。

今後は、健全者と障害者が共に楽しめるユニバーサルスポーツとしての活用など、新たな展開が期待されています。



ネオテニスの様子



「八王子夢街道駅伝」今昔物語

昭和23年に第2次世界大戦後初のオリンピックがロンドンで開催されましたが、日本は招待されませんでした。このような中、昭和26年にインドのニューデリーで開催される第1回アジア大会に日本選手団の参加が決まると日本中でアジア大会への熱が高まりました。

八王子市でもアジア大会に日本選手団が参加する記念と陸上競技の発展を期して、昭和26年2月11日に第1回八王子駅伝競走が開催される運びとなりました。

第1回大会から20年ほど、大和田から大垂水峠までの甲州街道をコースとしていました。

その後コースは変遷し、第52回大会からは、JR八王子駅前をスタートし甲州街道や中心市街地をコースとする大会として、八王子市の恒例行事として定着しました。



第9回八王子駅伝（昭和34年）の様子
（甲州街道 現高尾山口駅付近）

ウ 高齢者のスポーツ

【現状と課題】

八王子市における高齢者人口は年々増加をたどり、平成23年度には高齢化率が21%に達し、超高齢社会を迎えています（図表5-1-8）。医療技術の進歩とともに我が国の平均寿命は年々延びている中で、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）をいかに延ばしていくかが、生きがいつくりの観点からも大切なことです。健康で元気な高齢者が増えれば、個人の生活の質的向上はもとより、医療費など社会保障費が抑制されるなど、社会的な問題の解決にも結びつきます。

図表5-1-9を見ると、高齢者が健康のために日頃から心がけていることとして「適度な運動」が5割弱となっており、スポーツを継続してできる環境づくりが必要です。また、健康づくりにとどまらず、スポーツを通じた人々の交流が、高齢者の生きがいにつながる可能性もあります。

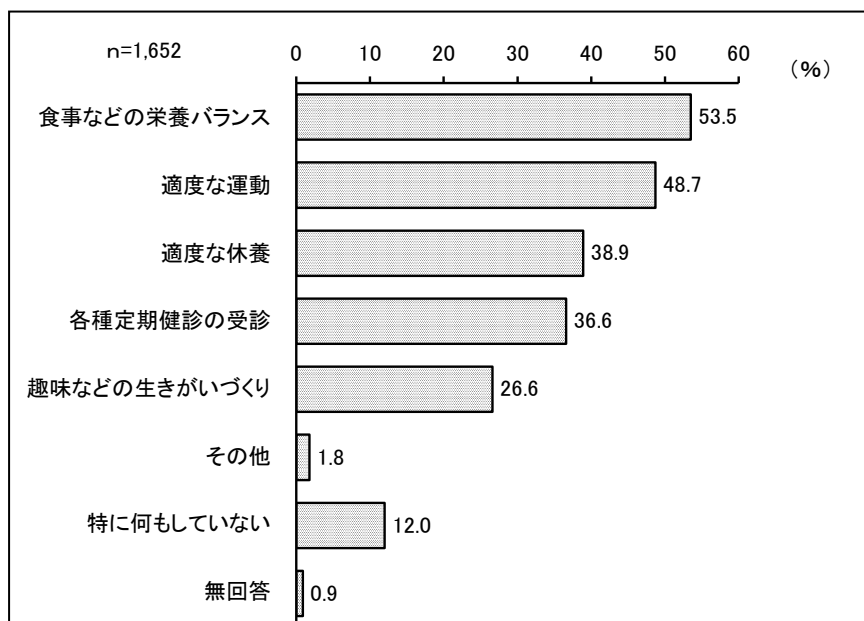
今後は、スポーツに関係する所管だけではなく、高齢者に関係する所管課と連携しながら、安全な運動やスポーツを推進していく必要があります。

図表 5-1-8 八王子市の高齢化率の推移

年度	20	21	22	23	24	25
総人口	547,391	551,354	554,017	555,818	564,585	563,895
0～14歳	72,865	72,877	72,790	72,426	72,536	71,688
15～64歳	367,841	366,839	366,355	366,005	368,436	362,826
65歳以上	106,685	111,638	114,872	117,387	123,613	129,381
高齢化率	19.50	20.20	20.70	21.10	21.89	22.94

出典：八王子市住民基本台帳（年齢別人口）

図表 5-1-9 健康のために日ごろから心がけていること



出典：平成24年度八王子市市政世論調査

【施策の方向性】

- ・健康寿命を少しでも延ばすために、ウォーキングや体操などの軽運動を推奨することにより、高齢者が安全に継続してスポーツができる環境をつくります。
- ・高齢者がスポーツを通じて喜びや生きがいを感じることができるよう、地域の人々と交流できる仕組みづくりに取り組みます。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
1-9	軽運動が出来る環境の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■公園、市内施設を活用し、軽運動ができるような場を提供 ■現在行われている「健康体操」や「スポーツ民踊」など、高齢者の健康づくりにつながるプログラムの充実・推進 ■「ハッチー・ウォーク※」や「歴史と文化の散歩道※」を活用したウォーキングイベントの開催を検討 	中期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 健康政策課 公園課 観光課
1-10	自主的活動グループの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツを通じた、仲間づくりの育成・支援 ■老人クラブの健康づくり活動への支援 ■自主的に活動するグループの会員募集や活動紹介などの情報を発信、受信できる環境を整備 	中期	高齢者いきいき課 学習支援課
1-11	喜びや生きがいにつながる役割づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■放課後子ども教室で、地域の子どもたちが安全に遊べるよう、見守り役としての活躍の場を創出 	短期	生涯学習政策課

※ハッチー・ウォーク…市民の誰もが楽しみながら健康づくりができるように作成した八王子市のウォーキングマップ。このマップは、「八十八景」「彫刻」など歴史や文化・景観がコースに取り入れられ、ウォーキングをしながら四季折々の八王子のすばらしさを再発見できるようになっています。

※歴史と文化の散歩道…「歴史と文化の散歩道は、誰もが楽しく歩け、歩くことを通じて東京を知ってもらいたい。」という願いを込めて、昭和58年に東京都が制定した全長240.5Kmの散歩道です。

八王子市内では「高尾八王子コース（高尾山口駅―片倉駅 10.7Km）」「多摩御陵・銀杏並木散歩（高尾山口駅―真覚寺 4.6Km）」「関東武士ゆかりの地散歩（真覚寺―片倉駅 6.1Km）」の3つのコースが指定されています。



ウォーキングのすすめ

八王子市は、四季折々の花や河川などの自然風景や、歴史的な建物や芸術的な彫刻など、様々な景観を楽しむことができ、ウォーキングには最適です。

市で作成しているウォーキングマップ「ハッチー・ウォーク」では、市内各所を巡る10種類のウォーキングコースを紹介しています。また、毎年5月に行われる「ヘルシーウォーキング」では、富士森公園をスタートまたはゴールとした約10kmのコースを参加者がチェックポイントを巡りながらそれぞれのペースで歩きます。

健康増進につながるウォーキングですが、お気に入りの風景を探してみる・季節の花や自然を楽しむなど、ちょっとした楽しみをプラスすることで、心の健康にもさらなる効果が期待できます。普段何気なく歩いている場所から少し足を伸ばして散策してみると、新たな発見があるかもしれません。



「ヘルシーウォーキング」

1-2 障害者スポーツの推進

【現状と課題】

本来、障害の有無に関係なくスポーツに親しめる環境が理想的な姿です。障害者スポーツも一般的なスポーツと垣根なく、一体的にスポーツ施策として展開していくことが望ましいと考えますが、一方で障害者スポーツに対する理解、指導者の確保、持続的にスポーツに取り組める環境づくりなど、課題は少なくありません。

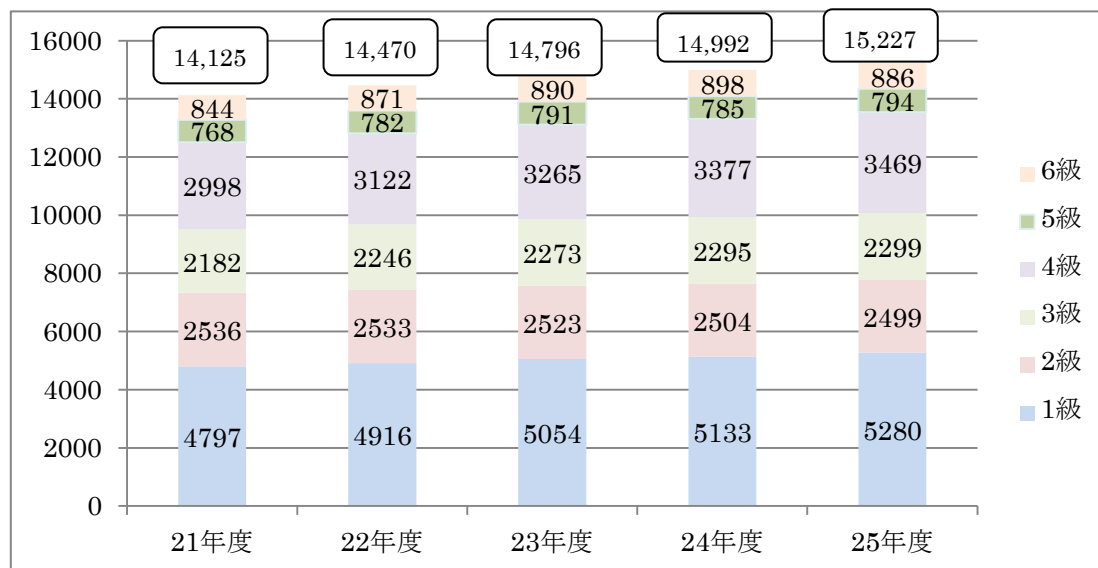
そこで本計画では、先述の理想的な姿を念頭に置きながら、障害者スポーツ振興のために有効な施策を展開していくための導入期と位置付け、東京都障害者スポーツ協会や東京都障害者スポーツセンターと連携しながらスポーツ施策を推進していきます。

障害者スポーツは、大きく分けて「リハビリテーションスポーツ」と「生涯スポーツ」に分類されます。前者は医療機関において行われるもので、障害の進行の予防や機能の維持・向上を目的とするものです。本計画では、障害のある方が生涯にわたりスポーツに親しみ、生活の質的向上をめざす「生涯スポーツ」を対象とします。

障害のある方がスポーツを行う効果として、まず心身の健康維持といった身体的効果、様々な事柄に積極的になる自信をつけるといった精神的効果、そしてスポーツをきっかけに地域の人々との交流が深まり社会参加に繋がるといった社会的効果が挙げられます。したがって、障害者スポーツを推進することは、障害者一人ひとりの生活の質的向上にとどまらず、ノーマライゼーションの確立といった社会的意義があり、積極的な取り組みが求められます。

本市の現状として、図表 5-1-10 に示したとおり、障害者数は年々増加傾向が見られます。障害者を対象としたスポーツ事業としては、昭和 59 年から障害者と健常者が一緒に行う「ふれあい運動会」を実施するにとどまっています。また、平成 25 年度に実施した総合型クラブのアンケート調査では「知識がない」、「指導者がいない」、「専用の施設がない」ために障害者スポーツに取り組めていないという現状が浮き彫りになっており、障害者スポーツを推進するためには、障害者スポーツの理解、実態把握に努めるとともに、指導者の発掘・育成が必要となります。

図表5-1-10 障害者手帳所持者の推移



出典：福祉のしおり（八王子市）

【施策の方向性】

- ・ 障害者スポーツへの理解と指導者の発掘・育成
- ・ 障害者と健常者とのスポーツを通じた交流機会の創出

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
1-12	障害者スポーツへの理解と指導者育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ推進委員や総合型クラブの指導者等に障害者スポーツの実技研修などを実施 ■ 指導員、ボランティアの確保・育成 	短期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 障害者福祉課
1-13	障害者と健常者とのスポーツを通じた交流機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者スポーツ活動を楽しめる機会の提供及び各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知促進 ■ スポーツを始めるきっかけづくり 	中・長期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 障害者福祉課



障害のある方もない方も、一緒に楽しめるスポーツ
「ボッチャ」

ボッチャは、ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目です。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのカラーボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競います。障害によりボールを投げることができなくても、勾配具（ランプス）を使い、自分の意思を介助者に伝えることができれば参加できます。（日本ボッチャ協会HPより）

ボッチャは、障害のある人もない人も一緒に楽しめるバリアフリースポーツです。



2. スポーツをする場の整備・確保

2-1 スポーツ施設の整備・充実

2-2 効率的なスポーツ施設の運営とサービスの向上

2-3 外部資源の活用による場の確保

2-4 学校施設開放の仕組みづくり

スポーツを推進するためには、身近なところで気軽にスポーツに親しむことができる場の確保が必要となります。しかし、既存施設の老朽化といった課題に直面する一方で、今後、少子高齢化が一層進展する中で、新規の施設整備については一定の財政規律を守った中で対応していかなければなりません。今後は、計画的な施設マネジメントのあり方を検討しつつ、場の確保・充実に努めていきます。

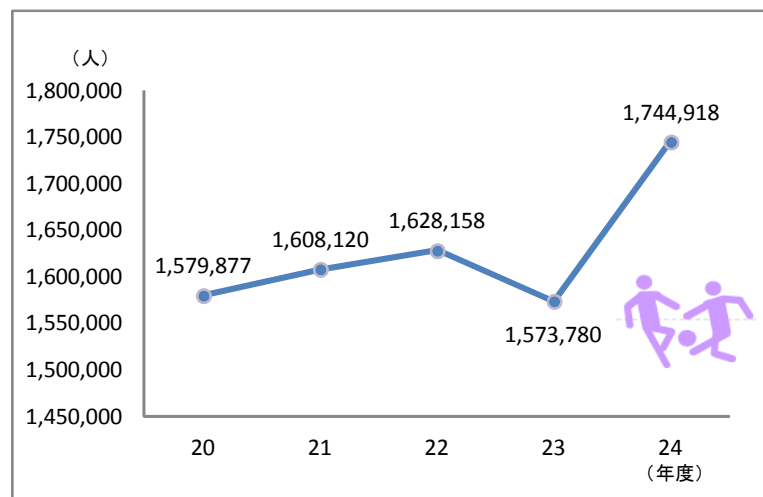
2-1 スポーツ施設の整備・充実

【現状と課題】

八王子市は、公園敷地を利用した野球場、サッカー場、テニスコート、プールなど多くの屋外スポーツ施設を設置しています。また、平成23年に戸吹スポーツ公園を開設したほか、平成26年には総合体育館を建設するなど、厳しい財政状況の中でスポーツ環境の整備に努めてきました。

一方で、図表5-2-1のとおり、スポーツ施設利用者数は年々増加傾向にあり、その利用時間帯は夜間や土日の利用率が非常に高く、市民が気軽にスポーツをする場が不足しているのが現状です。また、既存のスポーツ施設の老朽化が進んでおり、利用者の安全を確保するためにも、既存老朽施設の再生が急務となっています。（P. 57参照）

図表 5-2-1 市スポーツ施設利用者数



※平成23年度は東日本大震災の影響により、一部施設の利用制限あり

【施策の方向性】

- ・短期的には、老朽化が著しい市民体育館をはじめ、甲の原体育館、各種屋外スポーツ施設の再生に努めます。
- ・スポーツの場の不足については、そのニーズが土日に集中していることから、全て解消させることは困難といえますが、富士森公園の再整備等に合わせ、真に必要な施設については整備に努めます。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
2-1	市民体育館大規模修繕	■耐震補強、バリアフリー化及びアリーナ空間の快適化等の全面改修を実施	短期	スポーツ施設管理課
2-2	富士森公園再整備	■富士森公園再整備と合わせ、テニスコート及び陸上競技場の改修	短・中・長期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 公園課
2-3	滝ガ原運動場再整備	■テニスコート、野球場その他施設の改修。 ■運動場内各種施設の適正配置	中・長期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課
2-4	プール改修	■大塚公園水泳プール及び陵南プールの改修	短期	スポーツ施設管理課
2-5	公園施設設置・管理許可制度の活用	■公園施設設置・管理許可制度の活用によるスポーツ施設整備の推進	短・中・長期	スポーツ施設管理課



2つのアリーナを備えた「八王子市総合体育館」

平成26年10月1日、京王線狭間駅前に本市3つ目の体育館として竣工した「八王子市総合体育館」は、多摩地区最大級のアリーナを備え、全国大会やプロスポーツなどハイレベルなプレーを「観る」「見せる」ことに重点を置いた施設です。

また、メイン・サブの二つのアリーナや多目的室などを活用して多様な個人参加型プログラムを実施するなど、市民の「する」スポーツの参加機会が大幅に拡充されました。



「八王子市総合体育館」のイメージ

2-2 効率的なスポーツ施設の運営とサービスの向上

【現状と課題】

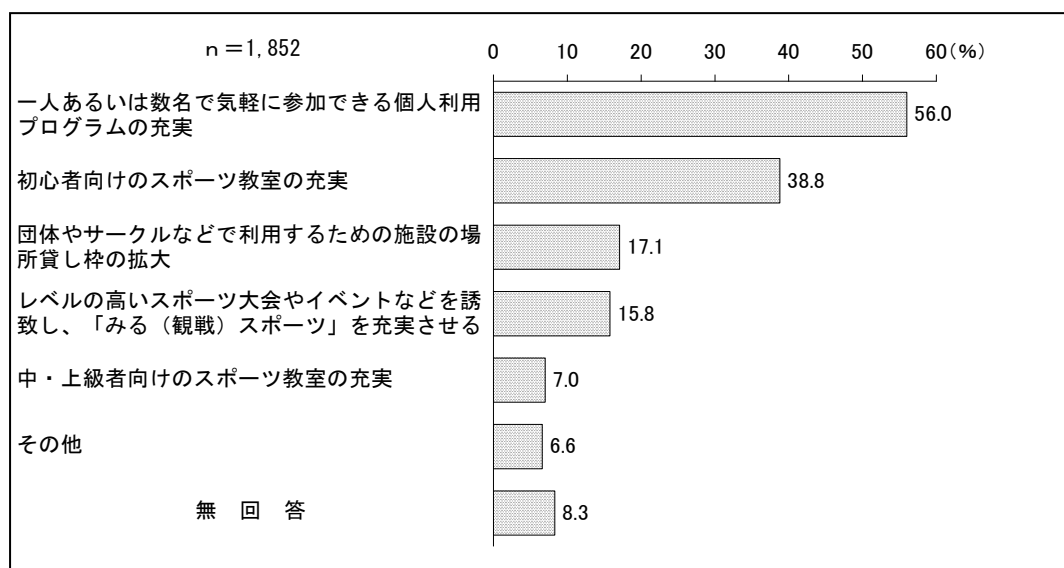
これまでスポーツ施設の運営については、随所に民間手法を導入し、効率的な管理運営を実現しています。平成18年度には、都市公園法の改正を受け、公園施設の設置・管理許可により、富士森公園内にフットサルコートを開設しました（既存の市民プールをフットサルコートに変更）。

さらに、屋外運動施設については平成18年～23年度にわたり、順次指定管理者制度を導入、平成25年度には、甲の原体育館に指定管理者制度を導入したほか、現在建設中の総合体育館は、PFI手法※で事業を進めるなど、民間ノウハウを最大限活用した施設運営を行っています。現在の取り組みを含め、今後も継続して市民サービスの拡充と効率的な施設の管理運営に努めていきます。

その一方で、効率的な運営やサービス水準の維持・向上、利用者にとっての利便性・安全性など、導入当初の目的に則り適切に運営されているかどうかを検証（モニタリング）し、必要に応じて指定管理業務の見直しを行っていく必要があります。

※PFIとは、Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が可能となります。

図表5-2-2 市のスポーツ施設の運営で期待すること



出典：平成22年度八王子市市政世論調査

【施策の方向性】

- ・今後の施設運営に当たっては、施設管理の視点だけでなく、ソフト事業の充実を図り付加価値を高めるよう努めます。
- ・現在、指定管理者制度を導入していない施設についても、他の施設のモニタリング結果を踏まえながら、指定管理者制度への移行を進めていきます。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
2-6	指定管理者制度の導入	■市民体育館や富士森公園陸上競技場など、指定管理者制度未導入施設への制度導入を推進	短期	スポーツ施設管理課
2-7	指定管理者制度の検証	■指定管理者制度既導入施設へのモニタリングを行い結果について検証し、必要に応じて事業者への指導及び要求水準等の見直しを実施	中期	スポーツ施設管理課
2-8	施設運営のための財源の確保	■施設利用者のサービス向上のため、広告や命名権の導入等による財源の確保	短期	スポーツ施設管理課



気軽に参加できます！
「体育館の個人参加型プログラム」

市民体育館や甲の原体育館では、市民の方が個人で気軽にスポーツができるように、多種多様なスポーツプログラムを実施しています。（平成26年10月からは総合体育館でも実施）

「一般開放」は、年間を通して曜日別に設定した種目について事前の申し込みなどをせずに個人で利用できるもので、指導員が初心者指導を行いますので、初めての方でも気軽に参加できます。

「スポーツ教室」は、主に初心者を対象とした1コース5回から20回程度の教室プログラムで、あらかじめ市の広報などで参加者を募集します。

いずれもスポーツを始めるきっかけ、日々の健康づくり、技術の向上など、様々な目的で活用いただけます。



市民体育館「一般開放：エアロビクス」の様子

2-3 外部資源の活用による場の確保

【現状と課題】

スポーツの場の不足を解消するため、大学や企業が所有するスポーツ施設や福利厚生施設の市民への開放が考えられます。例えば市民水泳大会は、大学のプール及び施設の一部を借用し開催しています。

大学・企業が所有するスポーツ施設や福利厚生施設のさらなる活用の可能性について、大学等の活動に支障のない範囲で市民への開放に協力を求め、市民が利用できるスポーツ施設の拡充に努めていく必要があります。しかし、現状では市内大学・企業等のスポーツ施設の実態について、十分に把握しているとはいえないため、施設実態や使用条件等の調査を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ・大学の施設については、「大学コンソーシアム八王子」のホームページで開放可能な大学及び施設の一覧が公開されていますが、施設の開放は一部の大学に留まっています。今後は大学との更なる協議を進め、八王子地域の全ての大学で市民への施設開放が促進されるよう努めていきます。
- ・企業のスポーツ施設については実態把握が進んでいないことから、当面は市内企業がどういったスポーツ施設を所有しているか、その活用の可能性について調査する必要があります。その上で、活用の仕組みづくりを行っていきます。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
2-9	大学コンソーシアム八王子との連携	■大学のスポーツ施設開放の促進	短期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 学園都市文化課
2-10	企業のスポーツ施設の活用検討	■企業が所有するスポーツ施設の実態調査 ■企業が所有するスポーツ施設活用の仕組みづくり	短・中期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課

2-4 学校施設開放の仕組みづくり

【現状と課題】

スポーツ活動を行う場として、身近な市立小・中学校の体育施設を各学校長の判断で開放しています。利用団体（学校施設開放のための組織等）が成熟しているところでは学校の負担は少ないようですが、統一したルールが確立できておらず、多くの学校で開放事業が大きな負担となっているのが現状です。

今後は、学校教育に支障のない範囲で、多くの市民がスポーツ活動を行う為に学校体育施設を利用できるよう、現行の利用方法や利用基準の見直しも視野に入れて学校体育施設の開放を推進していく必要があります。

1. 市立小・中学校の施設利用状況

- (1) 小学校では、全校で校庭・体育館が町会・PTA・スポーツ団体等に開放されています。利用状況については図表5-2-3のとおりです。今後、施設利用や運営について放課後子ども教室や学童保育所・児童館との連携が課題とされています。
- (2) 中学校についても、校庭・体育館は、支障のない範囲で開放されています。

図表5-2-3 小・中学校のスポーツ施設利用状況

利用施設	小学校		中学校		合計	
校庭	6,994回	370,817人	1,134回	50,423人	8,128回	421,240人
体育館	16,885回	374,942人	5,946回	113,662人	22,831回	488,604人

2. スポーツ振興課の学校施設開放事業

(1) 校庭夜間解放（直営・委託）10校

校庭夜間開放は、学校の校庭を、地域及び八王子市内の勤労者等を主体とした体力づくり、スポーツ団体の使用に供することを目的として実施しています。

図表5-2-4 小学校のスポーツ施設利用状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
校庭開放（校）	8	8	9	震災により 中止	10
利用人数	8,969	7,260	8,306		8,634

※平成20～22年度は耐震工事等により利用できない学校あり。平成23年は東日本大震災に伴い事業を中止（節電対策）

(2) 夏季小学校のプール利用

学校教育に支障のない範囲において夏季休暇中の八王子市立学校プールを開放し、水泳の普及とスポーツの振興を図ることを目的として実施しています。

図表5-2-5 小学校のスポーツ施設利用状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
プール開放（校）	13	12	12	10	9
利用人数	10,792	9,827	7,120	6,662	7,118

【施策の方向性】

- ・ 学校施設開放のための組織を設置し円滑な運営を行います。
- ・ 学校施設開放のルール作りをします。
- ・ 自主管理の困難な学校のために施設開放協力員制度を作ります。
- ・ 学校利用事業の推進を行います。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
2-11	学校施設開放のための組織の設置	■総合型クラブ等の協力を得て、学校施設開放のための組織の設置など新たな仕組みの検討	中期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 学校教育政策課 施設管理課
2-12	学校施設開放のルールの方針	■市立学校施設開放のルール化を検討	中期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 学校教育政策課 施設管理課
2-13	施設開放協力員の制度の方針	■自主管理の難しい施設については、市民公募による施設開放協力員を配置	中期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 学校教育政策課 施設管理課
2-14	学校開放事業の利用推進	■校庭夜間開放の対象者を見直すなど利用を促進 ■夏季小学校のプール開放事業の利用促進	中期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課

3. スポーツ情報の充実

3-1 スポーツ情報の収集・発信

3-2 スポーツに関するニーズの把握

3-3 施設予約システムの充実

いざスポーツを始めようと思ったとき、いつ、どこで、どんなスポーツが行われているのかわからなければ、せっかくのモチベーションが下がってしまいます。スポーツイベントの開催や、施設の利用情報などをわかりやすく発信し、市民のスポーツニーズを捉えるためにアンケート等を活用するなど、市民がスポーツに興味・関心を持ち、積極的なスポーツ活動に結びつくような、「スポーツ情報の充実」に取り組めます。

3-1 スポーツ情報の収集・発信

【現状と課題】

スポーツ大会や教室の開催情報については、市の広報、ホームページ、チラシ等で市民に周知を行っています。また、スポーツ指導者の紹介については、体育協会、レクリエーション協会等の各種団体のネットワークで対応しています。

しかし、市のホームページは、スポーツ情報までの階層が深いため、市民にとって必要な情報が入手し難く、広く市民にスポーツ情報が行き届いてないケースがあります。また、市内には総合型クラブが19団体あり、それぞれ地域でスポーツ活動が展開されていますが、その活動状況は、あまり市民に認知されていないのが現状です。

今後は、市民がスポーツ活動に参加する機会を拡大するため、市民にとってわかりやすく、自身にとって必要なスポーツ情報が簡単に入手できるよう、情報提供の充実に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

- ・スポーツイベントの開催、施設の利用、地域のスポーツ活動など、市民がスポーツに親しむきっかけとなるスポーツ情報をわかりやすく発信していきます。
- ・広報やホームページに加え、新たな情報媒体の活用やインターネットをはじめとする情報・通信技術の利用に困難な方にも配慮した、スポーツ情報の拡充に努めます。
- ・市内のスポーツ情報を一か所に集約し、市民が簡単にスポーツ情報を手に入れられるような情報整備を検討します。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
3-1	スポーツ情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ事業・指導者・施設情報など、身近なスポーツ情報の発信 ■広報・ホームページ・SNS※等、多様な媒体の活用 	短期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 学習支援課
3-2	スポーツ情報の一元化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■市内のスポーツ情報を総括した「八王子のスポーツ情報」（ポータルサイト※）の導入の検討 	短・中期	スポーツ振興課

※SNS…Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。参加するユーザーが互いに自分の趣味、好み、友人、社会生活などのことを公開しあったりしながら、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイト。

※ポータルサイト…情報にアクセスするための入口となるWebサイト。

3-2 スポーツに関するニーズの把握

【現状と課題】

健康志向の高まりや生きがいづくりなど、スポーツに対する市民の要望やニーズは多様化しています。また、変化の激しい時代において、市民のスポーツに対する志向も年々変化することが考えられます。本計画期間中においても、市民が必要としている情報や興味・関心を持つような情報を積極的に収集し、市民のスポーツに関するニーズの把握に努め、施策にフィードバックしていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・市民のニーズを的確に捉え、今後の事業等に柔軟に反映させていきます。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
3-3	スポーツニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツイベント等の開催の機会を利用した、スポーツに関するアンケートの実施 ■各種スポーツ関係団体からの情報収集 ■市民を対象とするスポーツ実態調査の実施 	短期 中・長期	スポーツ振興課

3-3 施設予約システムの充実

【現状と課題】

現在、スポーツ関連施設の空き状況の確認や利用予約は「八王子市施設予約システム」で管理しています。しかし、経年による施設予約システムのスペック（性能）の低下により、非対応メディアの増加や操作性の悪さなど、改善すべき点が多数見られます。また、スポーツ施設と文化施設との連携も十分とは言えず、利用者がそれぞれの施設で利用登録を行っているのが現状です。

そのため市民にとってわかりやすく、気軽に施設を利用できるような、利便性を考慮したシステムづくりが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 利用者の利便性を考え施設予約の一元管理など、より操作性の高いシステムとする。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
3-4	施設予約システムの改善	■システムの汎用性を高め、施設予約管理の統一化を検討（スポーツ、文化等多様な施設） ■多様なメディアへの対応（P.C、タブレット、スマートフォン、携帯電話等）	短期	スポーツ施設管理課

市内の主なスポーツ施設



市民球場



上柚木公園陸上競技場



戸吹スポーツ公園（スケートパーク）



八王子市総合体育館（イメージ）



市民体育館



甲の原体育館

4. スポーツを活用した地域づくりと八王子の魅力発信

4-1 総合型地域スポーツクラブの支援

4-2 スポーツ関係団体の支援・連携

4-3 地域スポーツを支える人材と担い手の確保・育成

4-4 八王子の特性を活かした事業展開

我が国におけるスポーツは、明治時代以降、体育教育推進の手段として導入され、国民の心身の向上を主眼として推進されてきました。そのため、近年までスポーツやスポーツイベントは、青少年の健全育成といったスポーツ振興の視点はありましたが、地域活性化といった「体育」以外の意義については、あまり意識されていませんでした。

しかし、近年ではスポーツは、自ら行うスポーツ「するスポーツ」や「観るスポーツ」に加え、ボランティアとして大会運営に関わるなど「支えるスポーツ」といった多面的な捉え方をされるようになりました。それは、平成 23 年 8 月に施行されたスポーツ基本法においても「我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである」と前文に記述されるなど、スポーツの多面的効果について認められています。

第 3 章で述べたとおり、スポーツには個人的効果、経済的効果、及び社会的効果の 3 つの効果があるとされていますが、ここではまちづくりにもたらす効果として、経済的効果と社会的効果に着目します。

まず、経済的効果とは、一般に直接的効果として施設や周辺環境といった社会資本の整備効果、そして観光資源との連携を図ることによる消費効果などを言います。平成 21 年 3 月に経済産業省がまとめた報告書「広域関東圏におけるスポーツビジネスを核とした新しい地域活性化のあり方に係る調査」によれば、スポーツ産業の市場規模は約 11 兆円とされ(図表 5-4-1)、興業としてのスポーツのみならず、旅行業や小売業に至るまで裾野の広い産業であるといえます。

一方、社会的効果とは、地域の連帯性の向上(コミュニティの醸成)や地域イメージの向上といった定性的な効果であり、その効果の持続性を考えるとむしろこの社会的効果が注目されています。これは、スポーツを通じた地域ブランドの形成につながるものです。

そのためには、地域におけるスポーツ活動を支える基盤を構築する必要があり、その上で地域の魅力を発信するという二層で施策を展開していく必要があります。

図表5-4-1 スポーツ産業の市場規模

スポーツ産業	分野	市場規模(百万円)	構成比(%)	備考
観るスポーツ産業	スポーツ興業団	127,852	1.1	野球、サッカー、相撲、バスケットボールなど
	競輪・競馬など	1,166,503	10.4	
	小計	1,294,355	11.6	
するスポーツ産業	民間フィットネスクラブ	303,000	2.7	
	スポーツ健康個人教授	366,414	3.3	スイミング、テニス、柔道などのスクール、教室
	ゴルフ	1,584,000	14.2	ゴルフ場、ゴルフ練習場
	ゴルフ以外のスポーツ施設	631,829	5.6	スキー場、体育館、ボウリング場、テニスコート
	公共体育・スポーツ施設	756,858	6.8	
	教育	1,599,885	14.3	体育授業、部活動
	小計	5,241,986	46.8	
スポーツ支援産業	スポーツ・娯楽用品賃貸業	28,306	0.3	
	スポーツ・レクリエーション・旅行	1,517,200	13.6	
	その他	38,010	0.3	toto、スポーツ保険
	テレビ	187,591	1.7	地上波、衛星、有線
	新聞	306,067	2.7	一般紙、スポーツ紙
	書籍・雑誌	198,919	1.8	スポーツ関連書籍・雑誌など
	ゲーム・ビデオ	46,924	0.4	スポーツ関連ゲームソフト、ビデオなど
	小売市場	2,332,893	20.8	専門店、百貨店
	小計	4,655,910	41.6	
スポーツ産業合計		11,192,251	100.0	

出典：広域関東圏におけるスポーツビジネスを核とした新しい地域活性化のあり方に係る調査(平成21年3月経済産業省関東経済産業局)

4-1 総合型地域スポーツクラブの支援

【現状と課題】

国は、平成12年に策定した「スポーツ振興基本計画」において、生涯スポーツ社会の実現のため、平成22年度までに各市区町村において、少なくとも1つは総合型クラブを育成することを目標としてきました。本市も、八王子市スポーツ振興基本計画(旧計画)のもとで都内随一となる19の総合型クラブが設立(図表5-4-2)され、地域コミュニティの醸成や生涯スポーツ社会の実現に向け、一定の成果が表れたものと評価しています。しかし、各総合型クラブの活動状況は様々で、総合型クラブを通じた地域スポーツの発展やその認知度はまだ十分とはいえません。八王子ビジョン2022では、今後10年間で総合型クラブを27団体にまで拡大することとしています。そのため、今後未発達地域に対しては、総合型クラブの設立を促していくことが必要となります。

一方で、既存の団体に対してはその活動を継続して行えるための支援が必要です。既存の19団体の活動状況を分析すると、2種類のタイプが存在することが分かってきました。文部科学省による総合型クラブの定義は、「種目、世代、技術レベルの多様性を有し、地域の住民が共通の理念のもとで自主財源により運営するスポーツクラブ」とされています。本市にはこの定義に則した団体がある一方で、種目の多様性は認められないものの、技術レベルや活動目的が多様であり、かつ地域住民による自主的な運営組織として活動している団体(多くは町会自治会が事実上の母体となっており、その活動の一つとして運営している)があります。今後は、これら総合型クラブの類型化を行い、それぞれの実情に合った支援策を検討していく必要があります。

図表5-4-2 総合型クラブ設立状況

平成25年4月末現在

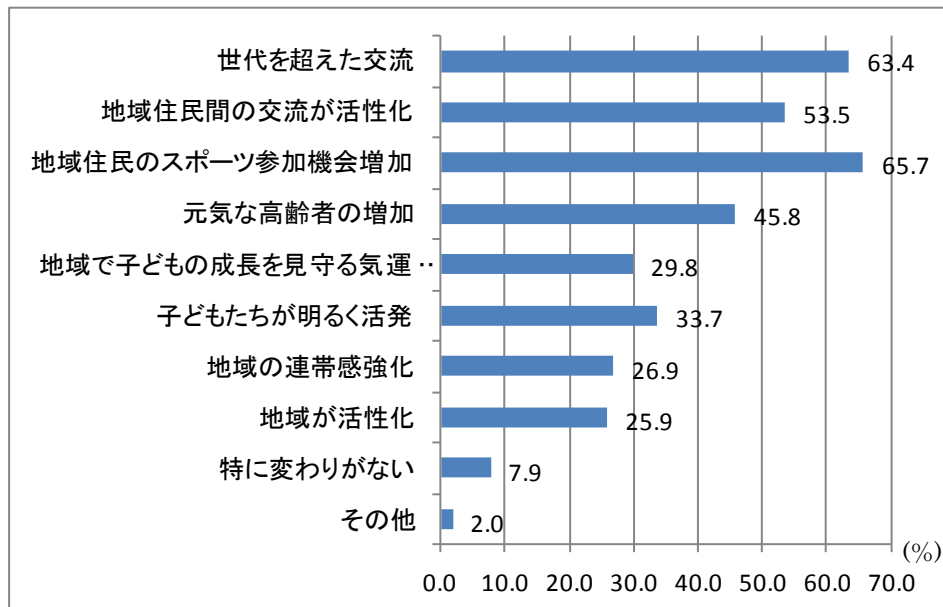
No.	団 体 名	設立年月日	No.	団 体 名	設立年月日
1	浅川地区総合型地域スポーツクラブ	平成18年9月24日	11	多摩ニュータウンスポーツクラブ	平成20年9月1日
2	恩方タヤケスポーツクラブ	平成19年6月2日	12	横山中部スポーツクラブ	平成20年9月20日
3	中野地区地域総合型スポーツクラブ	平成19年8月6日	13	九小・二中地区スポーツクラブ	平成20年9月24日
4	横川総合型地域スポーツクラブ	平成20年4月8日	14	加住地区総合型スポーツクラブ	平成20年12月13日
5	八王子市陶箆地区スポーツクラブ	平成20年5月13日	15	第四地区市民体力づくりの会	平成21年1月1日
6	第三地区スポーツクラブ	平成20年5月17日	16	第2地区さわやか健康スポーツ推進連絡会	平成21年1月1日
7	第八地区スポーツクラブ	平成20年6月1日	17	元八王子東小地区総合型地域スポーツクラブ	平成21年4月6日
8	NPO法人はちきたSC	平成20年6月3日	18	第一地区スポーツクラブ	平成21年5月16日
9	横山南スポーツクラブ	平成20年6月14日	19	武分方小地区総合型地域スポーツクラブ	平成21年6月11日
10	子安地域スポーツクラブ	平成20年7月14日			

【施策の方向性】

- ・総合型クラブは、誰もが生涯にわたりスポーツを行う環境づくり（生涯スポーツ社会の実現）はもとより、スポーツ活動を通じた地域の人々のつながりの形成（地域コミュニティの醸成）に寄与するものであり（図表5-4-3）、今後も総合型クラブの設立を支援していきます。

図表5-4-3 総合型クラブの設立効果

N=2594 クラブ



出典：平成24年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査（文部科学省）

- ・本市には2つのタイプの総合型クラブが存在します。ひとつは、国の定義に限りなく近い形で運営している組織、もうひとつは町会自治会の活動とオーバーラップした形で運営している組織の2タイプです。本市では、前者をスポーツ振興という「志(こころざし)」で繋がる組織という意味で「志縁型(しえんがた)」地域スポーツクラブ、後者を町会自治会という地縁で繋がる組織という意味で「地縁型」地域スポーツクラブと定義し、各団体の実態把握を行った上で、実態に即した施策を展開していきます。

総合型地域スポーツクラブ

志縁型地域スポーツクラブ

スポーツ振興という「志」でつながる組織

地縁型地域スポーツクラブ

町会自治会など地域コミュニティに根差した組織

- ・既存総合型クラブについては、活動が継続的に行われるよう、活動拠点の確保やクラブ間のネットワークの強化に取り組みます。
- ・総合型クラブ未設置の地域については、引き続き啓発活動を行うとともに、旧体力づくりをベースとした活動を展開している地域については「地縁型地域スポーツクラブ」として設立支援を行います。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
4-1	総合型クラブ設立支援	<ul style="list-style-type: none"> ■旧体力づくりなど地域でスポーツ活動が行われている地域に対する総合型クラブ設立支援 ■未設置地域への啓発（総合型クラブの情報提供など） 	中・長期	スポーツ振興課
4-2	総合型クラブの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ■総合型クラブの認知度の向上 ■総合型クラブを学校施設開放の運営主体とするなど活動基盤の安定化 ■地区運動会を奨励することによる地域コミュニティ醸成支援 	短期 中・長期	スポーツ振興課
4-3	団体間の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■各地域の独自の取り組みを市内総合型クラブで共有し、活動内容の充実を図るため（仮称）総合型クラブ連携会議の設立 ■体育協会やレクリエーション協会などスポーツ・レクリエーション団体との連携 	短期	スポーツ振興課
4-4	情報発信の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■総合型クラブが行う広く市民を対象として実施するスポーツ教室等について、積極的な情報発信 	短期	スポーツ振興課

4-2 スポーツ関係団体の支援・連携

【現状と課題】

本市では、スポーツ関係団体と連携し、様々な大会を主催するほか、各団体が自発的に実施する多数のスポーツ・レクリエーション大会について、年間を通じて後援を行うなど活動支援を行っています。こうした団体は、本市のスポーツ施策の中核的な存在であり、今後も引き続き、スポーツ・レクリエーションや障害者スポーツの分野で公益的な活動を行っているスポーツ関係団体に対する支援を行っていきます。

一方で、スポーツ活動は、市民が主体的に実施していくことが本来の姿といえます。また、現在行っている主催事業についても、行政は側面支援にとどめ、競技団体が自立し主体的に事業を行えるようサポートをしていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・市民体育大会やスポーツ・レクリエーション大会の企画立案、運営などスポーツ関係団体がより主体的に行えるよう、行政との役割分担を明確にしながら側面支援を行います。
- ・都民体育大会や市町村総合体育大会といった上位大会への選手派遣を奨励し、各団体におけるスポーツ活動の活性化を図ります。
- ・スポーツ関係団体やその加盟団体の活動内容について積極的な情報収集と発信に努めます。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
4-5	各種大会開催の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ関係団体が主管もしくは主催する大会の側面支援 ■市民体育大会等の場の確保 	短期	スポーツ振興課
4-6	スポーツ関係団体の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■都民体育大会及び市町村総合体育大会への選手派遣を支援 ■各団体の活動内容を積極的に情報発信 	短期	スポーツ振興課



八王子市の競技力は？

毎年開催されている他区市町村と力比べの大会が二つあります。市町村総合体育大会と都民体育大会で、いずれもNPO法人八王子市体育協会（競技36種目）が中心となって選手派遣を行っています。

23区を除く市町村総合体育大会において、八王子市は平成24年度まで男子女子合わせた総合成績で7連覇を達成しました。（平成25年度は国民体育大会が開催されたため、休止。）7連覇は46回の歴史の中で史上初の記録です。

23区が加わる都民体育大会では、市町村総合体育大会のような入賞は難しいことでしたが、平成25年度第66回大会では、男女共に上位入賞（男子3位、女子7位）という、今までない素晴らしい結果を収めることができました。



「NPO法人八王子市体育協会」が市長を表敬訪問

4-3 地域スポーツを支える人材と担い手の確保・育成

【現状と課題】

誰もが生涯にわたりスポーツ活動を行っていくためには、それを支える人材が必要不可欠です。本市では、スポーツ推進委員※をはじめ多くのスポーツ指導者がスポーツ活動の普及に努めています。一方で、学校や地域のスポーツクラブなどでは、より専門性を有した人材を求めており、そのニーズに合った指導者をマッチングできていないのが現状です。特に障害者スポーツについては、専門性が求められることから指導者の絶対数が不足しており、障害者がスポーツ活動を継続していくための課題といえます。さらに、地域には資格を有する指導者が少なからず存在しますが、その活動場所や機会が少ないため有効活用できていない状況があります。

また、本計画の基本理念を実現するためには、ライフステージに応じ、個々の志向や体力レベルに応じてスポーツに親しめる環境づくりが大切です。例えば、子どもに対する指導方法と高齢者に対する指導方法は当然異なります。そのため、各ライフステージに適した指導方法の習得や、身体的な特性を理解するなど、各スポーツ関係団体における指導者の育成が重要です。

一方、競技団体の高齢化による担い手の不足も深刻です。実施団体の高齢化による担い手不足が原因となり、本市で長きにわたり続いていた事業が廃止となった例があります。その傾向は総合型クラブやスポーツ推進委員においても見られ、担い手の高齢化や後継者不足により、活動の継続性が危惧される状況です。

今後は、市民のニーズに即した指導者の人材確保・育成を行うとともに、外部人材の活用も図りながら指導する人と指導してほしい人を結びつける仕組みをつくる必要があります。また、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法ではスポーツの実技指導・助言に加え、新たに「スポーツ推進のための事業実施に関わる調整役」という役割が規定され、地域と行政をつなぐ存在として、あるいは地域内でのスポーツコーディネーター※としての役割が求められています。現在、スポーツ推進委員を輩出していない地域はもとより、各地域でスポーツ推進委員の担い手を発掘・育成するとともに、スポーツ推進委員の活動の積極的な情報発信が必要です。

※スポーツ推進委員…スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき教育委員会が委嘱している行政委員で、スポーツに関する指導及び助言やスポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整を行います。本市では37名（平成25年10月末現在）の委員が活動しています。

※スポーツコーディネーター…地域のニーズを踏まえながら地域のスポーツ事業の企画、立案、運営等を行う人材をいいます。

【施策の方向性】

- ・スポーツ推進委員の選任方法の検討を行うなど、各地域から選出されるよう努めるとともに、実技指導に加えて地域におけるスポーツ活動の調整役としての役割を担えるよう支援します。
- ・生涯スポーツ社会を実現するため、地域のスポーツ指導者がライフステージに応じた指導方法・知識を習得するための講習会等を実施します。
- ・トップアスリートとしての経験を有する外部人材を学校や地域スポーツクラブにおける指導者として活用するなど、アスリートや有資格指導者の活躍の場を創出します。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
4-7	スポーツ推進委員の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■新たに障害者スポーツの実技指導スキルを習得するなど、活動の幅を拡大 ■スポーツコーディネーターとしてのスキルを習得するための研修等の実施 ■指導種目の幅や活動範囲を広げるため選出方法の検討 ■スポーツ推進委員の活動の周知 	短期	スポーツ振興課
4-8	地域スポーツ指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ関係団体との協働により、ライフステージの特性を踏まえた指導を行えるよう、指導方法論や指導知識（体調管理など）を習得する機会を創出 	中・長期	スポーツ振興課
4-9	外部指導員の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■一般社団法人日本アスリート会議等との連携により、アスリートを指導者として派遣 ■市内大学との連携により、スポーツ関係団体や総合型クラブへ指導者を派遣 	中・長期	スポーツ振興課



地域のスポーツ活動を支える「スポーツ推進委員」

平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行されたことに伴い、これまでの「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」になりました。

本市では、現在37名の委員が活躍しており、地域でのスポーツ指導やスポーツイベントの企画・運営など、市におけるスポーツ推進の重要な役割を担っています。

【主な活動】

ヘルシーウォーキングの開催、ネオテニス大会・教室の開催、ニュースポーツの派遣指導、駅伝大会やふれあい運動会などの市主催スポーツイベントへの協力等。



八王子市スポーツ推進委員

4-4 八王子の特性を活かした事業展開

【現状と課題】

スポーツには本来持っている体力や健康の増進といった効果のほか、地域アイデンティティやコミュニティの醸成、さらには地域活性化といった多面的な効果があるといえます。しかし、これまで本市ではスポーツによる地域活性化といった視点は明確に打ち出していませんでした。

今後は、スポーツとツーリズム（観光事業）を融合した概念である「スポーツツーリズム」を意識した施策展開が求められます。このスポーツツーリズムを推進するためには、スポーツ資源を3つの視点から考える必要があります。

1点目は「観る」スポーツです。文字通りプロスポーツを観戦することを目的化するアプローチです。これは、全国大会や国際大会など大規模な大会を誘致し、その集客力により経済効果が期待されるものです。

2点目は、「する」スポーツです。競技人口が多く、各地から選手として参加したくなるスポーツイベントの開催などが想定されます。これには人々（選手）が目的地へ赴く明確な理由となるものが必要で、地域の魅力を活かしたスポーツイベントが望まれます。イベント参加者の宿泊や食事のほか、地域の名所へ誘導するなどの展開が期待できます。

3点目は、これら「観る」、「する」を「支える」人や団体の存在です。例えば東京マラソンでは1万人を超えるボランティアが活躍しているように、大規模な大会では相当数のボランティアや関係団体の方々が関わることとなります。こうした支える人の存在が、地域のおもてなしにつながり、大会やイベントの魅力を一層高めることとなります。

このような3つの視点から「スポーツ資源」を捉えると、本市では全国規模の大会を開催可能な総合体育館や高尾山をはじめとする豊かな自然など資源に恵まれており、スポーツに新たな価値を加えることができます。そして、交通アクセス性の良さから、スポーツを支える人々の集い易さといった優位性を兼ね備えているといえます。そのため、本市ではこの優位性を最大限に活かしたスポーツ施策の展開が望まれます。

このように「八王子のスポーツ資源 × 八王子の観光 = 八王子の活性化」につながるような、スポーツツーリズムの推進策の検討が必要です。

【施策の方向性】

- ・ スポーツをまちづくりや地域づくりのツールのひとつと捉え、地域の魅力発信、地域間・国際交流の推進、地域経済効果といったスポーツの多面的効果を活用した施策展開を図ります。
- ・ 鉄道網、道路網の発達によるアクセス性の良さという優位性を活かし、総合体育館などスポーツ資源を国内外に発信し、全国大会や国際大会の誘致に努めます。
- ・ 本市はミシュラン三ツ星の高尾山を始め、豊かな自然を有しています。この恵まれた自然環境を活かしたトレイルランニング[※]やヒルクライム[※]といったアウトドアスポーツなど、本市の特性を活かしたスポーツイベントの開催を検討します。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
4-10	全国大会等の大規模スポーツイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ■総合体育館など本市の施設の魅力を発信し、全国規模の大会を積極的に誘致 ■プロスポーツの試合など集客力のあるイベントの誘致 ■全関東八王子夢街道駅伝競走大会の継続開催 	短・中期	スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 観光課
4-11	八王子の特性を活かしたスポーツイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ■高尾山をはじめ自然の起伏を活用したトレイルランニング、ヒルクライム、オリエンテーリング*などアウトドアスポーツイベントの検討・実施 ■まちなかフォトロゲイニング*など、市街地で開催するアウトドアスポーツの検討 	中・長期	スポーツ振興課 観光課

※トレイルランニング…森や山中、自然公園などの未舗装の山道（トレイル）を走るスポーツ。

※ヒルクライム…自転車レースの一種で、山や丘陵の上り坂に設定されたコースを走るタイムレース。

※オリエンテーリング…地図を使って大自然の中を駆け巡り、チェックポイント（コントロール）を辿りながら可能な限り短時間で走破するスポーツ。高尾山は日本のオリエンテーリング発祥の地とされています。

※フォトロゲイニング…地図に示されたチェックポイントを制限時間内に好きな順番でなるべく多くのチェックポイントを周るのを競う「ロゲイニング」という競技の一種で、チェックポイント到達の証として風景写真を撮影するものです。フォト+ロゲイニングで「フォトロゲイニング」といいます。



オリエンテーリング発祥の地・高尾山

オリエンテーリングは特別に作られた地図を使って大自然の中を駆け巡り、チェックポイントを辿りながら可能な限り短時間で走破するスポーツで、レクリエーションの要素に加え、地図読みやナビゲーション技術も要求されるアウトドアスポーツです。

このオリエンテーリングが日本で初めて開催されたのは1966年6月26日、場所は高尾山でした。このことから、高尾山は日本の“オリエンテーリング発祥の地”とされています。高尾山口駅を出ると、正面にオリエンテーリング・パーマナント（常設）コースの案内看板があります。

オリエンテーリングは、年齢や技術レベルによってコースやクラスを合わせることができ、すべての人に開かれたスポーツでもあり、生涯スポーツとしてふさわしいスポーツといえます。



京王線高尾山口駅前の案内看板（東京都オリエンテーリング協会）

5. 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

5-1 「観る」スポーツの展開

5-2 「支える」スポーツの展開

5-3 「する」スポーツの展開

平成 25 年 9 月 7 日（日本時間 8 日）、夏季オリンピック開催地を決定する国際オリンピック委員会（IOC）総会がブエノスアイレスで行われ、東京が 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地に決定しました。今後は、国、東京都、日本オリンピック委員会（JOC）及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会組織委員会が連携しながら準備を進めていくこととなります。本市も開催地東京都内の自治体として、東京都と緊密に連携しながら、オリンピック開催に向けて様々な施策に取り組んでいきます。

オリンピックは、200 以上の国と地域が参加する世界的なスポーツの祭典です。東京オリンピックでは、世界各国からトップアスリートが集結し、世界最高水準のプレーを目の当たりにできるまたとないチャンスです。「観る」、「支える」、「する」という 3 つの視点から、2020 年のオリンピック開催に向けアクションを起こしていく必要があります。

5-1 「観る」スポーツの展開

【現状と課題】

世界各国から最高峰の技術レベルを持った選手が集い、競技を繰り広げるオリンピックは、「観る」スポーツの最たるものといえます。2012年に開催されたロンドンオリンピックのメダリストのパレードでは、約50万人もの観客が銀座に集まり、スポーツが多くの人々に感動を与えることを示しました。地元開催となる2020年東京オリンピック・パラリンピックは、さらなる喜びと感動を与えてくれることでしょう。東京オリンピックでは、33競技会場のうち28会場が選手村を中心とした半径8キロメートル圏内に存在し、コンパクトな大会を特徴としています。このアクセス性の良さは私たちにとってオリンピック観戦をより身近なものにします。トップアスリートの真剣なプレーは、観る者すべてに感動を与える力があり、とりわけ、将来のアスリートを夢見るジュニア世代にとっては、夢や希望を与える貴重な経験となるはずです。オリンピックの機運を各地で高めるためにも、「観る」環境を整える必要があります。

【施策の方向性】

- ・大会期間中、オリンピックの機運を高めるため、競技会場に行かなくてもオリンピックの感動を共有できるよう「観る」環境を整えます。とりわけ、ジュニア世代がトップアスリートの姿をリアルタイムに観られるよう努めます。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
5-1	ライブサイト等の設置	■市内各所にライブサイト（パブリックビューイング会場）を設置し、市内全域でオリンピックの感動を共有できる環境を整備	中・長期	都市戦略課 スポーツ振興課 スポーツ施設管理課
5-2	学校における「観る」スポーツの奨励	■小・中学生がオリンピックの感動を享受できるよう、学校における教育活動の一環として「観る」ことを奨励	中・長期	スポーツ振興課 指導課

5-2 「支える」スポーツの展開

【現状と課題】

「支える」スポーツとは、ボランティアとして大会運営を支える活動、地域のスポーツ推進委員として活動すること、そしてスポーツインストラクターとして指導現場に立つこと等々、様々な形が考えられます。1998年長野オリンピックでは、地元を中心に3万2,000人もボランティアが参加し、その後スポーツによるまちづくりの動きや、ホスピタリティ（おもてなしの心）の向上に寄与したとの報告もあります。平成25年に開催されたスポーツ祭東京2013においても多くのスポーツボランティアが関わっており、この経験を活かし、地元開催となる東京オリンピックにおいても、ボランティアの機運のさらなる醸成が期待できます。

もう一つの視点として、大会そのものではなくアスリートを側面から「支える」取り組みも求められます。例えば、2008年北京オリンピックでは、25カ国以上の国々のアスリートが直前の合宿地として日本国内で調整を行いました。本市も、合宿地として積極的にアプローチし、各国の選手の受入れ体制を整えていく必要があります。

また、先に述べたように国を挙げて競技力の向上に努めていく中で、本市の豊かな自然環境、都心からのアクセス性の良さといった立地特性、整備された各種スポーツ施設を保有している点を活かし、2020年に向け我が国のアスリート育成の場としてアピールしていくことも必要です。

【施策の方向性】

- ・総合体育館をはじめとした本市のスポーツ施設を活用し、各国の事前合宿の誘致に努めます。その際、本市の施設環境に合った競技に絞り込んだ誘致策を実施する必要があります。また、市内大学等の施設の状況（オリンピック基準を満たしているかどうか）の把握を行い、合宿ニーズとのマッチングを図ります。
- ・現在、我が国のトップアスリートは、ナショナル・トレーニングセンター（北区）において競技力向上に努めています。トレーニングセンターのランチ機能やパラリンピアン用のトレーニングセンターなどの誘致の可能性を検証します。
- ・東京オリンピック・パラリンピックでは相当数のボランティアが必要になると想定されます。都心へのアクセス性の良さ、市民力の高さを発揮し、本市からスポーツボランティアとしての多くの参加者を募り、ボランティア精神の波及を図ります。また、大会終了後も経験を活かし、能力を発揮できる人材の育成につなげます。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
5-3	オリンピック事前合宿の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ■総合体育館をはじめ本市のスポーツ施設を活かした誘致策の検討 ■市内大学等が有する施設のスペックを調査し、誘致策を検討 	中・長期	都市戦略課 スポーツ振興課 スポーツ施設管理課
5-4	ナショナル・トレーニングセンター等の誘致の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■本市の自然環境や都心からのアクセス性といった利点を生かし、ナショナル・トレーニングセンターの誘致に向け可能性を検証 	中・長期	都市戦略課 スポーツ振興課
5-5	スポーツボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> ■本市の市民力の高さを活かし、より多くのスポーツボランティアを養成 ■スポーツボランティアとしての質を高めるための講習会の開催 	中・長期	スポーツ振興課 福祉政策課(ボランティアセンター)



スポーツを「支える」

“世界共通の人類の文化”であるスポーツは、これを「する人」、「観る人」、そして「支える人」で成り立っています。このコラムでは、スポーツを支える人をクローズアップします。

「支える」といっても、様々な支え方があります。例えば、選手の競技力向上を支える指導者、身体を整えるトレーナー、健康管理をする栄養士など、競技者としての活動を支える人々がいます。また、東京マラソンをはじめ大規模なスポーツイベントでは、交通整理や給水所など様々な場面で、多くのボランティアスタッフが大会運営を支えています。

そして、もう一つスポーツイベントを資金面から支える人々もいます。多くの大会は、スポンサー企業からの協賛金により成り立っています。

本市の冬の風物詩である「全関東八王子夢街道駅伝競走大会」は、190社もの協賛企業と1,600名ものボランティアスタッフにより支えられ、運営しています。



スポーツボランティアの様子（スポーツ祭東京2013）

5-3 「する」スポーツの展開

【現状と課題】

スポーツ基本法では、日本のアスリートが国際大会等で優秀な成績を収められるよう、競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならないと定めるとともに、その主たる役割は国が担うこととされています。また、国はスポーツ基本計画において、トップアスリートを発掘・育成・強化するためスポーツ団体、強化・研究関係機関、地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化を謳っています。

特にジュニア期においては、そのスポーツ活動の場は学校が中心となることから、部活動の現場がアスリートの発掘・育成のための重要な役割を担うこととなります。アスリート育成のための支

援システムは、国が主導することと思われませんが、地方自治体はアスリートの卵を見出す場ともいえることから、子ども達の個々の特性や能力を見出すための取り組みが求められます。

ジュニア期におけるアスリートの発掘・育成のためには、指導者の資質の向上が重要となります。しかし、残念なことに昨今部活動の現場などで指導者による体罰が行われる事例が頻発し、改めて指導者のあるべき姿が問われています。こうした事態を受け、文部科学省は平成25年5月、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」を、さらに同年7月には「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議（タスクフォース）報告書」をまとめています。

これら報告書の中で、指導とは「競技者やスポーツそのものの未来に責任を負う社会的な活動」としており、特にジュニア世代にとって非合理的な指導が、将来にわたり影響すると警鐘を鳴らしています。適切な指導を行うためには、指導に必要な知識・技能の習得は当然のことであり、さらには高い倫理観が求められます。本市としても新しい時代にふさわしい指導者の育成に努めていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・本市からアスリートを輩出するため、特に中学校の部活動において個人の特性や才能を見出し、育成する環境を整えます。
- ・ジュニア期において適正な指導を行える指導者の養成を行います。

【主な取り組み】

事業No.	主な取り組み	概要	期間	担当課
5-6	ジュニア期におけるアスリート発掘・育成	■部活動等において個人の特性や才能を見出し、国や都が実施するアスリート育成のための事業を活用し、本市出身の選手を育成	中・長期	スポーツ振興課
5-7	指導者の資質向上	■スポーツにおけるスポーツ生理学、スポーツ医学、科学的トレーニング等、指導者の指導スキル向上のための講習会実施 ■適切な倫理観や哲学観を持った指導者の養成	中・長期	スポーツ振興課
5-8	スポーツ顕彰制度の創設	■アスリートの活躍は市民に勇気と誇りを与えるとの認識に立ち、その功績を讃える顕彰制度を創設	短期	スポーツ振興課



八王子にゆかりのある「オリンピック選手」

八王子市には多くの大学・高校等があるため、多くの本市ゆかりの選手がオリンピックに出場しています。

2012年のロンドン大会では、JR八王子駅や市役所などに懸垂幕や横断幕を掲げ、柔道の中村美里選手、セーリングの近藤愛選手をはじめとする、八王子にゆかりのあるオリンピック出場選手を応援しました。中村選手は、2008年の北京大会の女子52kg級で銅メダルを獲得しています。

未来のオリンピック・パラリンピックで、たくさんの八王子にゆかりのある選手が活躍できるといいですね。



応援の懸垂幕や横断幕

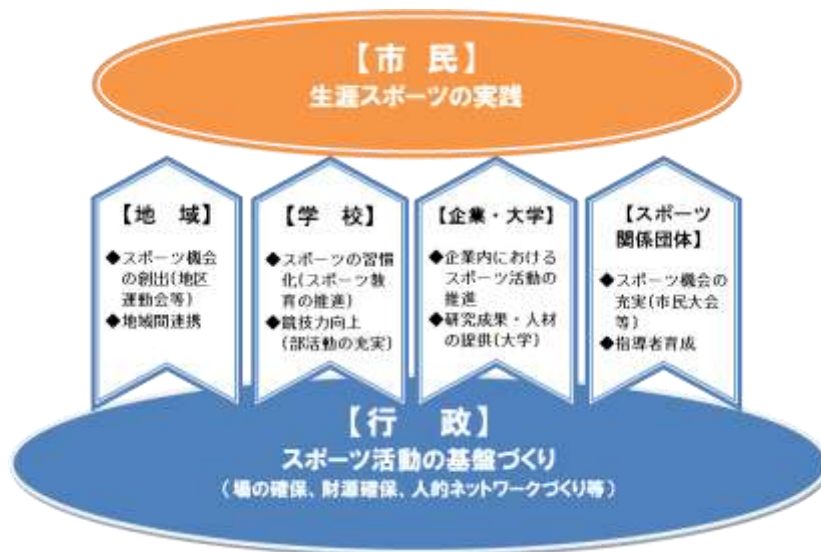
◆ 6章 計画の推進

1 協働による推進体制

市民が主体的にスポーツを楽しみ、地域での住民同士の交流を図ることができるよう、市民、地域、スポーツ関係団体、学校、行政等が連携・協働して計画を推進していきます。

本計画を推進するにあたっては、行政やスポーツ関係団体、大学、企業等の関係団体がスポーツ推進の重要性を認識し、互いに連携・協働しながら、自主的・主体的な取り組みをはかっていくことが期待されます。

図表6-1 協働による推進体制



主体	例	役割
市民（個人）	・ 個人又はサークルとしてスポーツを実施	■ 自主的、自発的なスポーツ活動を実践する。
地域	・ 総合型クラブ ・ 町会 等	■ 地域の特性を活かして、気軽に参加できるスポーツイベントを実施し、市民に対してスポーツをするきっかけづくりを進める。 ■ 他団体との連携を図り地域のスポーツ活動の充実を図る。
スポーツ関係団体	・ 体育協会 ・ レクリエーション協会 等	■ 団体ごとに特化しているスポーツ情報を発信するとともに、スポーツをする機会を市民に提供する。 ■ 他団体と連携して参加者のレベル・ニーズに合わせたスポーツを実施しスポーツ振興を図る。
企業・大学	・ 実業団クラブ ・ 大学 等	■ スポーツ関係団体や行政との連携によって、スポーツをする場をより多くの市民に提供する。 ■ 大学のシーズ（人材・研究成果）を地域スポーツへ活かす。
行政	・ 市役所	■ 各団体と協働して、市民のニーズやライフスタイルに合わせたスポーツ推進を図る。 ■ 関係所管や団体との連携を深め、よりよいサービスと情報を発信する。
学校	・ 小・中学校 ・ 高校	■ 行政やスポーツ団体・地域と協力して子どもにおけるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツをする機会の充実を目指す。 ■ 部活動の充実により子どもの競技力向上を目指す。

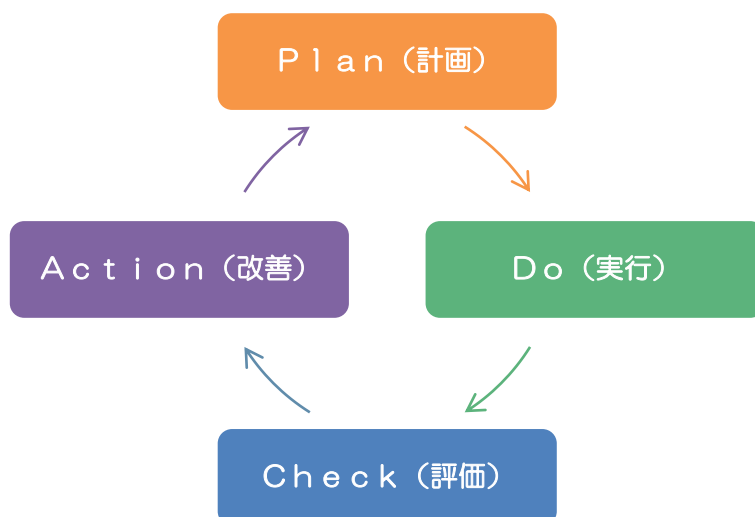
2 計画推進のための財源確保

スポーツ施策を推進していくためには、安定した財源の確保が必要です。財源は、市税のみに頼らず、スポーツ振興くじの助成制度の活用や施設のネーミングライツ、広告収入など、あらゆる可能性を検討していきます。

3 計画の進行管理

本計画を推進するにあたり、社会情勢や市民ニーズを把握するとともに、施策の進行状況を評価し、フィードバックすることにより事業展開に反映することが必要です。そのため、随時、八王子市スポーツ推進審議会において、計画の進捗状況について検証を行うとともに、必要に応じて市民アンケートやヒアリングを行い、事業の見直しを図ります。

図表 6-2 PDCAサイクル



参 考 资 料

◆ 参考資料

1 スポーツ推進審議会委員名簿

氏名	現職等
姥 貝 荘 一	八王子市スポーツ少年団副本部長
梅 澤 秋 久	横浜国立大学教育人間科学部准教授
神 成 真 一	八王子市中学校体育連盟会長 市立ひよどり山中中学校校長
桑 田 孝 子	市民委員
斎 藤 秀 昭	小学校教育研究会体育研究部顧問 市立柏木小学校校長
○ 澤 本 則 男	NPO法人八王子市体育協会会長
○ 塩 澤 迪 夫	特定非営利活動法人 八王子市レクリエーション協会副会長
立 川 富美代	NPO法人八王子市体育協会副会長
◎ 浪 越 一 喜	帝京大学教育学部初等教育学科准教授
林 廣 子	市民委員
平 岡 孝 子	八王子市スポーツ推進委員
藤 木 寿 勝	特定非営利活動法人 八王子市レクリエーション協会理事
前 田 康 博	公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会副会長
前 原 教 久	恩方タやけスポーツクラブ委員長

◎会長 ○副会長（敬称略、五十音順、平成26年2月現在）

2 計画検討の経緯

開催日	会議等	主な検討内容等
平成23年9月1日	スポーツ振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ基本法の施行について ・計画の進捗状況について
平成23年10月28日	スポーツ振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定のスケジュールについて ・計画策定の検討体制について
平成24年3月22日	スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツについて
平成24年10月17日	スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな要素について（障害者スポーツ、観るスポーツ、八王子の独自性等）
平成25年3月22日	スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況の確認
平成25年7月10日	教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな計画の策定に向け、その必要性や方向性を確認
平成25年8月9日	スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画の進捗状況の確認 ・スポーツを取り巻く現状と課題について ・新たな計画の基本施策について
平成25年11月15日	スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市スポーツ推進計画（素案）について
平成25年11月27日	教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市スポーツ推進計画（素案）について
平成26年1月20日 ～2月20日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの意見募集
平成26年2月26日	教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市スポーツ推進計画の策定について

3 総合型地域スポーツクラブ実態調査

1 調査の概要

文部科学省が実施している「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」を基に、市内のクラブについて実情を把握するため調査を行った。

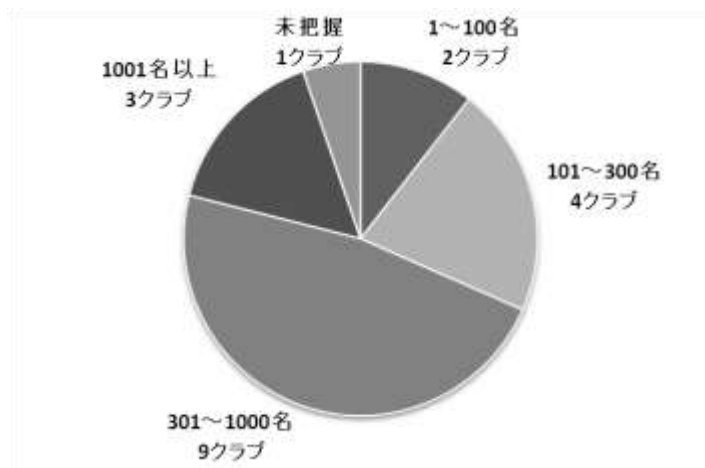
- (1) 対象：市内の総合型地域スポーツクラブ（19クラブ）
- (2) 基準日：平成25年7月1日現在

2 調査結果の概要

(1) クラブの会員数

- ・クラブの会員数は、図表1のとおり「301～1000名」が9クラブ、「101～300名」が4クラブ、「1001名以上」が3クラブ、「1～100名」が2クラブ、「未把握」が1クラブとなっている。

図表1 クラブの会員の割合



(2) クラブ会費の徴収の有無

- ・クラブ会費の徴収の有無は、「有」が12クラブ、「無」が7クラブとなっている。

(3) クラブの活動内容

- ・クラブのスポーツ・レクリエーション活動種目は、「1～10種目」が6クラブ、「11種目以上」が13クラブとなっている。
- ・活動種目の中で、多く回答があったのは、「グラウンドゴルフ」で、17クラブが取り入れており、「バドミントン」が15クラブ、「ソフトボール」、「バレーボール」、「卓球」が14クラブ取り入れられている（図表2）。また、通常の活動以外で行っている活動として、多く回答があったのは、「スポーツ・レクリエーション大会・運動会」が14クラブ、「ボランティア活動」が8クラブ、「交流イベント」が7クラブ、「講習会・研修会」が4クラブとなっている（図表3）。

図表 2 活動種目（主なもの）

順位	種目	クラブ数
1	グラウンドゴルフ	17
2	バドミントン	15
3	ソフトボール	14
3	バレーボール	14
3	卓球	14
6	ネオテニス	13
7	インディアカ	10

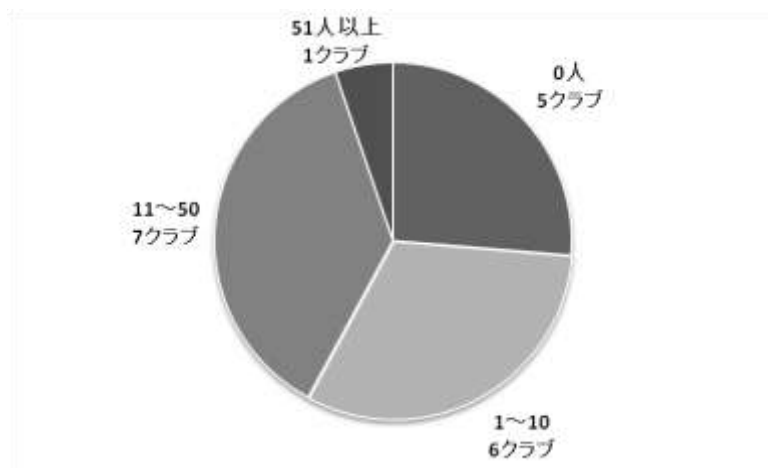
図表 3 通常の活動以外の活動

順位	その他の活動	クラブ数
1	スポーツ・レクリエーション大会・運動会	14
2	ボランティア活動	8
3	交流イベント	7
4	講習会・研修会	4
5	文化活動・文化祭	2

(4) クラブ所属の指導者

- ・クラブ所属の指導者は、図表 4 のとおり「11～50 人」が 7 クラブと最も多く、「1～10 人」が 6 クラブ、「0 人」が 5 クラブ、「51 人以上」が 1 クラブとなっている。

図表 4 指導者数の割合



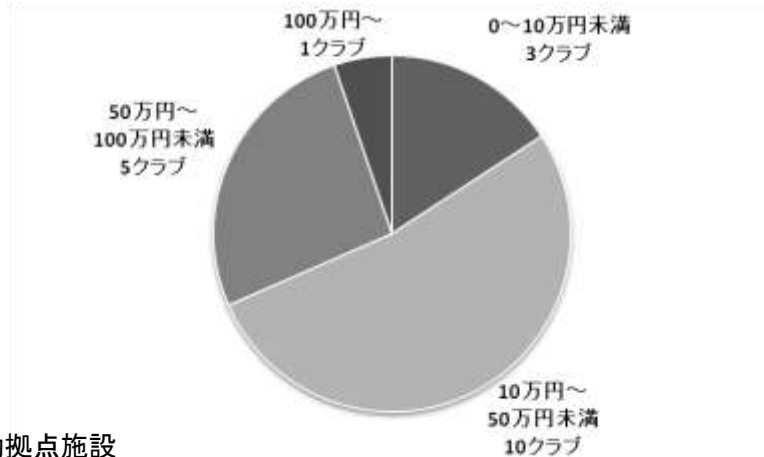
(5) クラブマネージャーの配置の有無

- ・クラブマネージャーの配置の有無は、「無」が 18 クラブ、「有」が 1 クラブとなっている。

(6) クラブの活動費

- ・クラブの活動費は、図表 5 のとおり「10 万円～50 万円未満」が 10 クラブ、「50 万円～100 万円未満」が 5 クラブ、「0～10 万円未満」が 3 クラブ、「100 万円以上」が 1 クラブとなっている。

図表 5 クラブ活動費の分布



(7) クラブの活動拠点施設

- ・クラブの活動拠点施設は、「学校」が19クラブ、「公共施設」が1クラブとなっている。

(8) クラブハウスの確保の有無

- ・クラブハウスの確保の有無は、「無」が18クラブ、「有」が1クラブとなっている。

(9) クラブ設立の効果

- ・クラブ設立による地域の変化にて、多くの回答があったのが、「世代を超えた交流が生まれた」が8クラブ、「地域住民間の交流が活性化した」が7クラブ、「地域住民のスポーツ参加機会が増えた」が6クラブ、「元気な高齢者が増えた」が6クラブ、「地域が活性化した」が5クラブとなっている（図表6）。

図表 6 クラブ設立の効果（主なもの）

順位	設立の効果	クラブ数
1	世代を超えた交流が生まれた	8
2	地域住民間の交流が活性化した	7
3	地域住民のスポーツ参加機会が増えた	6
3	元気な高齢者が増えた	6
5	地域が活性化した	5

(10) クラブの課題

- ・クラブの現在の課題にて、多くの回答があったのが、「財源の確保」が8クラブ、「学校部活動との連携」が6クラブ、「会員の確保」が5クラブ、「会員の世代の拡大」が5クラブ、「事務局員の確保」が5クラブとなっている（図表7）。

図表 7 クラブの課題（主なもの）

順位	クラブの課題	クラブ数
1	財源の確保	8クラブ
2	学校部活動との連携(学校関係者の理解)	6クラブ
3	会員の確保(増大)	5クラブ
3	会員の世代の拡大	5クラブ
5	事務局員の確保	5クラブ

(11) クラブの特色ある取り組み

【子育て支援】

子育て支援として、「学童保育や放課後子ども教室への派遣者指導」を行っている」が 4 クラブ、「学童保育や放課後子ども教室との協働によるスポーツ教室等の開催を行っている」が 3 クラブ、「不登校や引きこもりの子どもや、特別な支援が必要な子どものスポーツ活動の場を提供するための取組を行っている」が 2 クラブ、「市立保育園へ体育指導を行っている」が 1 クラブとなっている。

【学校との連携】

学校との連携として、「学校で運動部活動を実施できない種目について、運動部活動の代替としてクラブが行う活動」が 3 クラブ、「クラブから学校の体育事業への指導者派遣」が 2 クラブ、「クラブから学校運動部活動への外部指導者の派遣等を実施」、「サタデースクールの協力」、「学期ごとの体育館大掃除」がそれぞれ 1 クラブとなっている。

【地元大学や企業との連携】

地元大学や企業の連携として、「学生のインターンシップ等により指導者やクラブの運営補助として活用」、「大学や企業の施設を活用したスポーツ教室等の開催」となっている。

【健康づくり・若者スポーツ参加・トップアスリートの活用等】

健康づくり・若者スポーツ参加・トップアスリートの活用等として、「20～30 歳代のスポーツ促進に向けた取組を行っている」が 2 クラブ、「トップアスリートを活用したスポーツ教室等の開催をしている」が 2 クラブ、「行政の健康福祉部局や外郭団体から事業を受託して、地域住民の健康づくり事業の実施している」、「医療費の削減を具体的な目標として掲げた取組を行っている」、「障害者スポーツと連携した取組」がそれぞれ 1 クラブずつとなっている。

【他のクラブとの連携】

他のクラブとの連携として、「他のスポーツ団体（総合型クラブを除く）とスポーツ教室等の共同開催している」が 2 クラブ、「近隣のエリアにおいて、総合型クラブとネットワークを構築し、連携・協働した事業を実施している」、「複数の総合型クラブが指導者や施設等を共用し、スポーツ教室等を開催している」、「年 1 回被災地対抗交流大会を他のスポーツ団体と一緒にしている」がそれぞれ 1 クラブとなっている。

【その他】

その他特色ある取組として、「グラウンド・ゴルフ大会の開催」、「納涼会（1,000 人規模）の開催」、「地域の連携を図るため、年に 1 度ふれあい健康スポーツ大会の実施」、「青少年対策地区委員会との共催によるスポーツ大会の実施」、「小学生から 70 代までの多世代が参加するスキー研修会」、「トップアスリートを招いてのランニング教室」、「地域住民 1,000 名以上が参加する盆踊り大会」とそれぞれ回答があった。

4 スポーツ関連施設一覧

【スポーツ施設】

施設名	所在地	施設区分	面数	設置年度
滝ガ原運動場	八王子市高月町2401先	野球場	10	S42
		ソフトボール場	4	S42
		サッカー場	1	S42
		テニスコート	8	S42
川町運動場	八王子市川町128	少年野球場	1	S60
		少年サッカー場	1	S60
柵田運動場	八王子市柵田町517-1	少年野球場	1	H元
		少年サッカー場	1	H元
		テニスコート	3	H元
		ゲートボール場	1	H元
		ジョギングコース	1	H元
富士森公園内運動施設	八王子市台町2-2	陸上競技場	1	S30以前
		野球場	1	S31
		テニスコート	5	S34
北野公園野球場	八王子市北野町585-1	野球場	1	S57
高倉公園野球場	八王子市高倉町10	野球場	1	S41
陵南プール	八王子市東浅川町31	屋外プール	1	S49
		屋外プール(幼児)	1	S49
西寺方グラウンド	八王子市西寺方町713	野球場	1	H15
		ソフトボール場	1	H15
上柚木公園内運動施設	八王子市上柚木2-40-1	陸上競技場	1	H9
		野球場	1	H12
		ソフトボール場	1	H6
		テニスコート	8	H13
大塚公園内運動施設	八王子市松が谷66	野球場	1	S61
		テニスコート	4	S61
		屋外プール	1	S62
		屋外プール(幼児)	1	S62
大平公園テニスコート	八王子市南大沢3-11	テニスコート	2	S61
久保山公園テニスコート	八王子市久保山町2-48	テニスコート	2	S62
内裏谷戸公園テニスコート	八王子市南大沢5-24	テニスコート	2	H2
別所公園テニスコート	八王子市別所2-33-2	テニスコート	2	H6
殿入中央公園テニスコート	八王子市館町2428	テニスコート	2	H10
松木公園テニスコート	八王子市別所1-56-2	テニスコート	10	H10
狭間スポーツ広場	八王子市狭間町1453-3	多目的運動広場	1	H15
戸吹スポーツ公園	八王子市戸吹町2401	サッカー兼ラグビー場	1	H23
		テニスコート	6	H23
		スケートパーク	1	H23
八王子市民体育館	八王子市台町2-3-7	競技場	4	S49
		柔道場	1	S49
		弓道場	1	S49
		トレーニング室	1	S49
		分館競技場	1	S57
甲の原体育館	八王子市中野町2726-8	体育室	3	H5
		屋内プール	1	H5
		屋内プール(幼児)	1	H5

【市民センター等】

施設名称	所在地	施設区分
大和田市民センター	大和田町5-9-1	体育室
長房市民センター	長房町506-2	体育室
浅川市民センター	高尾町1652-1	体育室
子安市民センター	子安町2-6-1	体育室
由木中央市民センター	下柚木2-10-6	体育室
由井市民センター	片倉町702-1	体育室
元八王子市民センター	上壱分方町747-1	体育室
由木東市民センター	鹿島111-1	体育室
中野市民センター	中野町2726-7	体育室
石川市民センター	石川町438	体育室
恩方市民センター	西寺方町260-4	体育室
台町市民センター	台町3-20-1	体育室
南大沢市民センター	南大沢2-27	体育室
川口市民センター	川口町3838川口やまゆり館内	体育室
加住市民センター	加住町1-338	体育室
横山南市民センター	櫛田町137-3	体育室
北野余熱利用センターあったかホール	北野町596-3	室内プール
東浅川保健福祉センター	東浅川町551-1	体育室
		室内プール

八王子市スポーツ推進計画
平成26年3月

発行 八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 スポーツ振興課
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
TEL : 042-620-7457 FAX : 042-626-8554
E-Mail : b320200@city.hachioji.tokyo.jp



スポーツとともに生きる

八王子市スポーツ推進計画

検索

